

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（５）				(14.1定)	
日 時	平成14年 3月13日（水）	開 議		午後 1時00分	
		散 会		午後 5時18分	
場 所		第 2 委 員 会 室			
議 題		付 託 案 件			
出 席 委 員		佐々木(政)委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・松本(聖)・中島・小林・武井・斉藤（陽）・佐野 各委員			
説 明 員		助役、市民・福祉・環境各部長、樽病事務局長、保健所長 ほか関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。					
委員長					
署名員					
署名員					
書 記					

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に松本聖委員、武井委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

古沢委員が中島委員に、高橋委員が佐野委員に、渡部委員が武井委員にそれぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブの順序といたします。

それでは、公明党の質疑を行います。

○佐野委員

◎小児総合医療センターの移転について

それでは、助役の出席要求をいたしましたので、最初に助役の方からです。

北海道が、今、審議している新年度予算の中で、かねてから当小樽市の課題でもございました小児総合医療センター、いわゆる小樽の銭函の小児センターを統合して札幌にという話なのです。これについて、道の新年度予算に基本設計費を7,700万計上しているということで質問したいというふうに思います。

いわゆる経過については、平成12年12月にこの計画が発表されてから、小樽市議会の議決として、あるいはまた行政関係団体と一緒に、何とか存置をしていただきたい旨の要請活動を行っているさなか、継続中のさなかで、こういうふうに道が基本設計を決めたということは、これは小樽市を頭越しにして決めたのか、どういう経過なのかということをはっきりさせなければならない、こんな思いでございます。

聞くとところによると、道として、新年度予算を計上するに当たって、小樽市に対して、保健衛生の局長かどなたかがお見えになって事前説明をした、こういうふうに報告を受けているのですが、それらの経過について、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○助役

ただいまの件でございますけれども、これまで、平成12年から議会や関係団体を含めた要望活動をしてまいったわけでありましたが、この間のこれまでの節目節目の経過につきましては、ご報告をさせていただいていると思います。

先般、1月31日に、道の保健福祉部の福祉局長さんが私のところに見えまして、今、佐野委員がおっしゃいましたようなことで、既に12年度では基本構想というのはつくっているわけですし、13年度中には基本計画をつくるというような話も以前からありました。このことと、それから、今お話がありました14年度の新年度予算の中で、基本設計の予算を要求し、ほぼ1次査定を終えたというようなお話がございました。

そのときの話によりますと、14年度に基本設計の予算が計上された場合には、15年度には実施設計、そして16年から19年までに建設をしまして、19年度中には供用開始をしたい、こういったお話がございました。

私どもとしましては、これまでも、何回か道の幹部が見えまして、市の要望に対する道の考え方を聞かせていただいておりますけれども、その都度、お話は聞くだけは聞かせていただきましたというようなスタンスをとってまいったわけでありまして。今回も、そういった話がございましたので、一応、お話は承ったというようなことで、お帰りをいただいたという経過でございまして、流れとしてはそんなような流れでございまして。

○佐野委員

そこがすごくあいまいになっているのですよ。

経過があるということは、今説明があったし、我々もそういう認識でいます。最大のネックは土地問題だと、これは一つの経過なのです。5ヘクタールが必要で、小樽市内で土地を探したけれども、ない。こういうものがネックとして一つあったのです。

助役がおっしゃるように、都度、都度に応じての議会での質疑もありましたし、いろいろとやってきたということは承知しているのです。聞くだけ聞くというスタンスも、実は今回持ったと。しかし、一方では、現実的に、基本設計 7,700万が計上されたとか、かみ合わないのですよ。要するに、悪く言えば、小樽の頭越しでやったのかという話なのですよね。

だから、今後、この状況で行くのか。土地の問題もある、あるいは予算も道として計上された、これは、今までの経緯もあるけれども、はっきり無理なことだ、断念せざるをえないのだということに立つのか立たないか、このスタンスが求められる話なのですよ。

その辺はいかがでしょうか。

○助役

そのとおりでございまして、私どもも、いずれは市の態度というものははっきりしなければならない時期が来るだろうというふうに思っておりましたけれども、この件につきましては、議会での意見書、決議もありますし、それから、市内の関係団体等を含めまして一連の要望をしておりますので、そういった関係団体とも、お話といたしますか、ある程度のこういう経過を説明し、了承いただくといえますか、そういったこともこれから進めながら、道の計画がきちんとコンクリートされているというようなこともお話ししながら、了解いただいた上で、次の行動をどういうふうに持っていくかというような腹を決める時期には来ているだろう、そういうふうに考えてございます。

○佐野委員

いわゆる拡大解釈すれば、もう存続の要望はこれにて終わりと、聞くだけ聞くスタンスから、やむを得ないスタンスということになったと。当然、これに対しては、議会はそうですけれども、医師会だとか、あるいは商工団体とか、いろいろなところと一体になって何としても小樽に残してほしいということですから、当然、この時点に至っては関係団体との話し合いをして、やむをえないものだなと、こういう認識の下で、改めて態度をはっきりする、そういうお答えだと思うのです。

いずれにしても、もうこれ以上の存続運動あるいは要請は無理だ、できないということをきちんと確認をする、こういうことでよろしいのですか。

○助役

そのとおりでございまして、市内の各陳情団体、市、議会、商工会議所あるいは総連合町会、それから医師会、歯科医師会、薬剤師会、そういった関係団体にも中間的な経過の報告は、申し上げているわけでありますけれども、更に最近の動向等を説明した上で、そういうような市としての態度を決めざるをえないだろうというふうに考えているところでございます。

○佐野委員

そこで、現在の小児センターは、銭函地区にあって、いわば公的な医療機関ということで、それなりの役割を果たしてきたものなのです。施設の老朽化だとか、あるいはまたさまざまな要因が重なって、このたび札幌手稲の方につくり替えるということが決まっているわけです。問題は、その跡地のことも含めて、今後、検討していかなければ、だめだったのです、しょうがないのですというだけにはならない。

性格的に、公的機関ということで、小樽にとっても、また地域にとっても、大変なマイナス要素になるだろうということで、跡地について、道の方から具体的にここまで言ってきているわけですから、都度、都度、説明に来ているわけですから、何か道の方から、こういうものはどうだとか、こうしたいということがあるのか、ないのか、この点はいかがですか。

○助役

一般も、道の正式な意向というふうな話の中で、跡地の利用につきましても、小樽市の意向も踏まえた中で考えていきたい、小樽のまちづくりのために、道も一緒に考えていきたいのだというような趣旨のお話もございましたので、そういった方向で陳情団体の方々にもご報告し、これからこういった行動をとったらいいかと、そんなようなことも協議しながらこれから進めていきたいというふうに考えています。

○佐野委員

当然、協議にはなと思うのです。

でも、具体的なスケジュールは2007年ですから、順調に行けば6年後には供用開始だというふうになると、あるようでない時間というふうに思っています。

当然、その間、一つのものがなくなるわけですから、地域だとか、あるいは住民に対してもきちっと理解をしていただかなければならない。そういう過程の中で、また小児センターに代わる公的なものは何がいいのか、何を求めるのかということの要望もある程度聞いていかなければならない等々のことがあると思います。

そこで、大事なものは、道の方から、あてがいぶちと言ったら語弊がありますが、何かこうやるからということもさることながら、市としても、やはりきちんとした考え方に立って、跡地利用をどうするのかと、こういう計画を立てるべきだと、あるいは、そういう部局で責任を持って早急に方向性を示していくということが大事だと。

それが、イコール、道でわかりましたということになるかならないかは別にして、そういうものをきちんとやっていかなければ、結果的に、時間が稼がれて、また道の言いなりになってみたり、住民の声が無視されたりということになる要素が多分にあるものですから、広く、早く部内協議をして、あそこの跡地に何がいいのか、今、何がこの土地に当たって必要なのか、住民は何を求めているのかということ整理して、そして道の方に交渉していくというのが正しい考え方ではないかというふうに思うのです。

その点はいかがですか。

○助役

確かに、そういう手法が一般的な例かと思えます。

ただ、市の意向を固めるまでの段階には、いろいろな経過を踏まなければならないと思っております。一つには、議会での議論、あるいはまた関係団体、地域の方々の意見を集約し、市としての意向を固めるまで少し時間がかかるだろうと思います。

それからまた、市が仮に意向を固めたとしても、道としての道内のいろいろな総合計画といいますか、将来計画に計上されているものでなければ、なかなかこれもまた難しいというようなことにもなろうかと思えます。そういった整合性をとりながら、中間、中間では、道の意向も確認しながらというようなやり方にもなろうかと思えます。いずれにしても、まず市内の関係者等、地域の方々も含めて、そういったご意見を何らかの方法でお聞きしながら、少しずつ素案をまとめていくことになるだろうというふうに考えております。

○佐野委員

今、こういうやりとりをして、実は、議会の委員会という公のところで初めて断念せざるをえないというふうに表明されたというふうに受け止めているのです。

冒頭に申し上げたように、これは、議会意志で存続を、行政も一緒になって存続を押し出したという経緯ということがある以上、もし今、僕のこういう質問がなければ、このままずるずるという話だったと。これではまずいなというふうに思っていて、改めて、今日は、議会の委員会に対して正式に断念するという意思表明だというふうに受け止めているのですが、そういう確認でよろしいですか。

○助役

いずれは関係団体、陳情団体の方にもお話をしましてそういうまとめをしなければならぬというふうに思って

おりましたけれども、今日、こういったご質問がございまして、さきほどのような答弁をさせていただいておりますので、それはそれで一つの方向性というように受け止めていただけてけっこうだと思います。

○佐野委員

今後、こういう基本的な流れは見えたといえども、小樽市とのさまざまな協議事項だとか連絡事項だとか、いろいろあると思うのですが、これは、当面、窓口は保健所がやるのですか、企画がやるのですか、総務がやるのですか、この辺はどういう形になっていくのでしょうか。

○助役

今までの小児保健センターとしての扱いにつきましては、保健所が窓口になってやってもらっていましたが、これから跡地利用につきましては、保健所ということになるかどうか、また別な部署で担当することになる可能性もあると思います。

○佐野委員

いずれにしても、小児センターが移設することによって、どういうマイナス効果が小樽市に出てくるのか、あるいはまた、跡地利用をしっかりとすることによって、どういうプラス要素が出てくるのかについては、まだまだわからない部分がたくさんありますけれども、何回も言うように、でき得れば、土地があれば、従来どおり、公的機関としての小児センターを残していただきたい、これが皆さんの願いであった。しかし、こういう結果になったということですから、今後、しっかりした計画、あるいはまた住民説明、対応を含めた取扱いをやっていただきたい。このように要請をしておきたいと思います。

この件は、以上です。

◎北後志清掃センターの改修について

次に、これは新聞報道の範ちゅうでの質問になろうかというふうに思いますが、北後志の清掃センターの改修をめぐって、いろいろな問題、憶測が、誤解も含めて報道されております。

これは、直接的には余市町の問題だと、基本的にはそうなっているのですが、中身的には、小樽市とかかわりがあることだということで、今日この場でご質問をさせていただきたい、このように思います。

いろいろと報道されていたり、あるいはまた、余市町の何人かの皆さんから意見を聞く機会がありまして、ある程度のことは承知はしているつもりなのですが、小樽に、一時期、生ごみを入れさせていたいただきたいということについて、環境部で押さえている事実経過について、まず説明をしていただきたい。

○環境部長

北後志清掃センターの問題についてのご質問でありますけれども、これは、1月21日に、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会の助役会議を開催することになっておりましたが、その会議の前に、余市の助役、古平の助役が私の部屋を訪れてくれました。その中の話としては、平成10年12月にダイオキシン類の規制で、北後志清掃センターの焼却炉を改修しなければならないと。これは以前にもお聞きはしていたのですが、その説明が改めてありました。それで、その改修工期が約3か月ほどかかると。余市や古平の最終処分場では、可燃ごみの埋立てはすることになっていないということで、工期の3か月の間の1か月でも、小樽市に埋立てをすることが可能かどうかということのお尋ねがありました。

それについて、まず私どもの方でお答えしたのが、桃内の最終処分場については、他市町村からごみを受け入れるということにはなっていないということと、広域処理の関係で地元と協議した段階で、他町村からなぜごみを持ってくるのか、こういうようなご質問、ご意見等があったと。こういうことを考えますと、小樽にごみを搬入するのは難しいということでお答えした、こういう状況でございます。

○佐野委員

そのような簡単な事実経過でお断りしたというふうには聞いているのです。

ただ、広域の焼却場計画というのは、当初は平成15年で、今はもう平成19年に延びたという事情がありますね。これは、だれかれの責任ではなくて、そういう現実があるのです。一方、12月までに、余市の現状の焼却場は、ダイオキシンの改修でどうしてもやらなければならないという話が一方でありまして、困りに困って小樽市に一時期と、こういう話なのかと思っているのです。

そういう意味からすれば、今回は打診程度の話ということになると思うのですよ。多分、今言ったように、どうなのかなという打診程度の話が余市で、これから余市町議会なり余市の皆さんが、自分のところで埋めるところがないと。あるのだけれども、それは、果樹園とかいろいろなことがあって、生ごみなどとても埋められないという話になって、いよいよとなったときに、改めて、小樽市だって19年まで延ばした責任があるのだから、少しぐらい協力してもいいのではないかという話がないとも限らない。そういう状況が一つ心配されるのです。

その点はいかがですか。これは、絶対にありえない話だと、こういうことなのか、余地として残っているのかということだと思うのです。

○環境部長

まず、一つには、広域のごみ中間処理施設が実際に延びているということと、北後志の清掃センターの焼却場を改修するという話というのは、リンクしていないと思っています。これは別な話ですから、遅れたから焼却場の関連がどうこうということにはならないということの一つ申し上げたいと思います。

それで、可能性として、当初は、情報交換といいますか、情報収集して、正式に来たら可能性としてありうるのかというお話しですけども、私の聞いている範囲内では、可燃ごみを埋め立てる桃内でも古平でも、要するに、周辺の収穫時期の関係があってなかなか厳しいというお話は承っています。

勝手に私が想像して言うというのが果たしていいものかどうかわかりませんが、そこら辺の問題が解決できる要素があれば、それは、自分たちで何とかできるだろうと思います。仮にそういうことがなくて、正式に来られても、これは以前から中間処理場をつくる段階からいっても、小樽の事情というのは各町村にお話ししています。さっき言ったように、埋立処分場の現況、それから他町村からごみを持ってくるというアレルギーのお話をしておりますので、これは何とも言えません。わかりません。

ただ、この間、お話しした感覚では、改めて正式に申し込むということにはならないのではないかというふうには思っています。

新聞報道に、まだ回答を得ていないというくだりがたしかあったかと思うのですが、これについては、埋立ては難しいと私が申し上げましたら、埋立ては難しいというのはわかったけれども、何らかのいい方法はないだろうか、というお話もありました。埋立てについては厳しいけれども、その時点ではいい方法というのは考えもつきませんでした。何か考えられることがあれば、我々としても考えるのはやぶさかでない、こういうことでお別れした、こういうことでございます。

○佐野委員

今、部長の話では、原則自前処理だと。自分のことなのだから自分で処理しなさいというのは、これはあたりまえです。けれども、今、それができなくて、どうしたらいいか困っていて打診という話でしたから、改めて正式に来られたらと。来ないとも思うけれども、やぶさかではないと。もし、正式にあった場合ですよ。協議はしなくてはならないのかなとちょっとあいまい性があるのです。

いずれにしても、今、議案にかかっている議会の規約だとか、これからいろいろな議会の立上げだとか、いろいろなことがあって、これはやはり5町村の中では、後志は余市がやはり親分格でいるわけで、そういった意味では、あつれきみたいなものが出ると全体に影響などが出るということも一方では心配なのです。余り関係ないと、自前でやりなさいみたいなことになったならば、その辺が心配だということで、一つはしっかりした対応をしていただきたい、こういうふうに思っています。

もう一つは、ある意味では微妙な問題も一つ残っているのかなと思うのは、去る12月23日でしたか、基本的に桃内の同意をいただいて、この事業がスタートと。こういうさなかに、今、報道などを見て、これは話が違うと。何で余市のごみが来るのかというようなことが、曲げて誤解を受けるような形でとらえられたらちょっと困るのですよ。多分、困ると思うのです。

桃内から、これに関して、話が違うとか、どうなっているのだと、こんな反応や意見はあるのでしょうか。

○環境部長

一つ目の正式に申し込まれたらという話なのですけれども、市としては、さきほど言った処分場で受け入れるということにはなっていないということもありますので、正式に来られても、お断りせざるを得ない、一つはこういうことです。

あと、やぶさかではないというのは、その代わりの方法があるのかどうか。例えば、ほかの近隣の町村で受入れ可能なかどうかということを知っていると、そういうことはできるだろうと思います。こういうことで申し上げたのであって、受入れについては、正式に来ればやぶさかではないということではおりませんので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、桃内町会からは、新聞報道されて、早速、会長さんの方から、一体どういうことなのだとお電話をいただきました。それで、余市の助役と、古平の助役との会議の内容を説明して、一つは、桃内町会で、要するに地元からの理解は得られることは、なかなか難しいということで一応はお断りしていますと、こういうことをお伝えしました。たまたま土曜日の新聞で、日曜日に役員会があるということで、役員会でそのお話をしたら、特にご質問もなく、了解をしていただいたと。

それで、今朝、やっぱり会長さんからお電話が来て、役員会の状況を各住民に報告することになっているらしいのです。その報告する中に、この問題を、一応、市の方では町会からの理解を得られることは難しいということでお断りしているということを、報告していかどうかという連絡が来ましたので、我々はそのとおりですから、それは問題ありませんということでもありますので、町会の方としては、小樽市の意向というのは理解をしていただいたと思っています。

改めてどうこうということは、今のところは考えておりません。ただ、改めて説明に来いということであれば、説明に伺いたいとは思っています。

以上です。

○佐野委員

いずれにしても、ある意味では大事な大変な時期ということが一つございますので、くれぐれも誤解のないように、かつまた慎重に対応をしていく、ということで、当初計画あるいは今計画している桃内のごみ処分場が計画どおり進むように、変な障害を入れないようにぜひ頑張っていただきたい。このことを要請して、私の質問を終わります。

助役、どうもありがとうございました。退席してもよろしいです。

○斉藤（陽）委員

◎男女共同参画について

男女共同参画に関して、若干お伺いをいたします。

昨年11月に、男女共同参画に関する市民意識調査報告書という大変立派な調査報告書ができて、それに沿って何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

まず最初に、この報告書がまとめられた目的ということにもかかわるのですが、平成13年と14年の2か年度で、小樽市の男女共同参画プランを策定するということが決まっております。この進ちょく状況、またスケジュ

ールについて、お知らせをいただきたいと思います。

○（市民）青少年女性室太田主幹

男女共同参画プランの進ちょく状況あるいは今後のスケジュールについてお尋ねでございますけれども、平成13年度におきましては、策定の組織といたしまして、4月に策定委員会、助役、関係部長から成る全体の総括的な活動をする組織でございますが、これを設置いたしました。それから、若手職員のワーキンググループといたしまして、21名の研究部会ということで5月に立上げをしております。それから、市民の組織でございますけれども、市民懇話会というものを6月に立上げをいたしまして、これまでに5回の会議をやってございます。

一方、議員からご指摘ございました市民の意識調査でございますけれども、これは、市民の意向を調査するという目的でもって、6月に調査いたしまして、11月に報告書を完成したところでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、研究部会が、現在、プランの骨組みとなります施策の体系をつくってございます。これは、課題を整理しながら、これから研究を進めてまいるところでございます。

一方、懇話会でございますけれども、現在、プランの中に盛り込む課題あるいは解決策というものを審議中でございます。だいたい今年の夏くらいにこれらをまとめて提言いただく予定となっておりますので、これを受けまして、これらの懇話会の意見も十分反映するように、総合的にまとめていきたいと考えてございます。

○斉藤（陽）委員

この調査報告書ですけれども、男女の平等意識といいますか、それから、地域活動への参加状況、また女性の職業意識、そういったものを把握してプランに反映するというところで、行政施策の方向を定める基礎資料にするのだと、非常に大事な報告書になってくるかと思うのです。

そこで、まず調査自体なのですけれども、調査の概要というところを見ますと、配布数が2,000、有効回収数が724ということで、36%程度で非常に低い気がするのです。これは、調査期間が昨年の6月13日から6月29日という約半月、2週間程度で短かったということなのか、ちょっと回収率が低過ぎるのではないかという気がするのですけれども、この点はいかがですか。

○（市民）青少年女性室太田主幹

当初、私どももだいたい40%あるいは50%くらいの範囲ということを考えていたのですけれども、結果的に36.2%と期待まで及ばなかったものでございます。道内の他市の状況を見ていますと、最近の調査でございますけれども、だいたい同じような調査をしまして、期間もだいたい同じくらいという設定でございますが、だいたい30%台というのが多うございます。

それで、どうして率が低かったのかということを我々で考えましたところ、やはり、男女共同参画というものが、市民の中にそれほど関心がない、まだ浸透していないのではないかというふうに、一つは考えてございます。

○斉藤（陽）委員

関心が低いということも一つだと思うのですが、後ろについている調査票の中身を見ても、なかなか答えずらかったり、答えるのに手間がかかったりとか、そういう難しさも影響しているのかという気がちょっとします。

もう1点ですけれども、回答者の属性というところで、年齢段階別に区分があるのですけれども、50歳以上の方が67.5%、約7割近い方が50歳以上なのです。20歳から49歳までの方は、男女ともに31.8%ということで、割と年齢層が高い方にサンプルが偏っているのではないかと、そういう心配といいますか、サンプルの構成が平均になっていないのではないかという気がするのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（市民）青少年女性室太田主幹

高齢者の回答が高く、全体的に偏っているのではないかというご指摘でございます。

この調査の対象といたしまして、男女別、年齢別割付け法というやり方をとってございまして、世代ごとに人口比に合わせたサンプリングをしているということで、結果といたしまして50歳以上の高齢者が当初から多いと。更

に高齢者の回答率が高かったというようなことでございまして、結果的に高齢者の意見が濃厚に反映された形となったということでございます。

そのためでございますけれども、結果をできるだけ正確に把握するという意味からいたしまして、この報告書の中に、男女別あるいは年齢別ということで、分析したものを集計していろいろな箇所に取り入れてございます。ですから、これらを総合的に把握していく必要があるのではないかと考えているところです。

○斉藤（陽）委員

そういった面で、ちょっと一、二、例を点検してみたいのです。

まず、男女の平等意識というところで、職場の中という項目があるのです。職場の中で男女の意識がどうかということなのですけれども、男性が非常に優遇されているというふうな答えが、全体の部分では13.8%、どちらかと言えば男性が優遇されているという答えが、全体では43.3%、これを合計しますと57.1%になるのです。けれども、30歳から39歳の女性、この年齢層でどうかというふうに調べますと、30.0%、3割の方が男性が非常に優遇されていると。どちらかといえばという人も足せば、72.5%が男性の方が優遇されているという、そういうことなのです。30代の女性というところでそういう非常にはっきりした意見が出ているのですけれども、全体で見ると、それが57.1%、割と穏やかな形になるということもあります。

それから、似たようなことは40代についても言えるということで、あとは、社会通念とか習慣においては、どうかという部分についても、もっと極端に、全体ではそうでもないのですが、30代の女性の3割は、男性が非常に優遇されていると感じていると。そういうことで、どちらかといえばという数を足せば、85%の30代の女性は、男性が優遇されているということになるわけです。

年代のサンプル数は若い人が少ないということで、全体では非常に低目に評価されると、こういうふうに結論の出し方にもけっこう影響してきているような気がするのですけれども、この点について、再度いかがでしょうか。

○（市民）青少年女性室太田主幹

今、若い方とか、いろいろ調査結果のとり方でございます。

この調査につきましては、男女の地位が平等になっているかということで、全体で6項目の質問をしたということでございます。

特に今、委員がご指摘の職場の中あるいは社会通念、慣習といった二つの項目につきましては、男女別、年代別の違いが明確に出てきた部分でございまして、特に、職場の中におきましては、結果としては、ご指摘のとおり、全体では男性の優遇というのが57%強と。ただ、女性につきましては、特に若い世代でございまして、70%くらいということで、男性の優遇については若い女性の世代がかなり強く感じているという結果がこれで読み取れると思っています。

それから、社会通念、慣習におきまして、やはり、全体として61%程度でございまして、30代から59歳の女性の各世代とも80%を超えているということで、男性の優遇を強く感じている部分がございますので、これらを個々に分析して結果を出していく必要があると考えてございます。

○斉藤（陽）委員

それでは、時間もありませんのでまとめたいと思います。

こういうふうにサンプルの多い、少ないということもありまして、このデータを行政施策の立案に利用されるときに、この中身といったことも注意をされて立案作業をしていただきたいということです。

もう一点だけですが、市に望むことという項目がありまして、そこのところで、審議会などへ女性の登用を促進するという選択肢があります。これは、男性の30代あるいは40代の方では、5位までの順位に入ってきているのですが、女性では、こういう項目は全然5位以内に入っておりません。そういうことで、男女の違いといいますか、行政に参加する感覚の違いといいますか、そういったものがこら辺に表れてきているのではないかと思います。

けれども、その点についていかがでしょうか。

○（市民）青少年女性室太田主幹

ただいまの市民の望むことということで、審議会等への登用の関係でございますけれども、女性を審議会委員に登用していく、市政への参加あるいは政策形成の場に進出することは、非常に建設的なことと考えてございますし、また、プランの大きな柱の一つになるのではないかと考えてございます。

今回、男女の意識の違いというのがこの中身でも明らかになってございまして、委員がご指摘の審議会等については、男性は非常に近いランクで考えています。また、女性はそれほどでもないというような傾向が見られまして、これも一つ現状といたしまして、女性側が、ふだん、政治等に参加していく意識というのがまだまだ低いのではないかとこのように考えてございます。これも一つの課題ではないかということで、今後、プランを策定していく中で、この解決策を見出ししていきたいというふうに考えてございます。

○斉藤（陽）委員

最後に、青少年女性室の機構とか場所の問題について、要望を二つお願いしたいのです。

一つは、男女共同参画のプラン策定等の重要な時期を迎えているということで、行政として、いわゆる青少年対策と部署を区分して、一つの独立の部署として強化する必要があるのではないかとこのことが1点です。それから、男女共同参画のためのいろいろな会議、活動をされる場所として、専用の会議室というところがないというのが現場で携わっている方のネックになっているということから、いずれかの施設にそういう専用会議室を設けるべきではないかと。この2点についていかがでしょうか。

○（市民）青少年女性室長

私どもから、まず組織・機構についてお答えしたいと思います。

実は、担当しております私どもも、青少年と女性については、それぞれ今、社会的な問題も、もちろん青少年の方もございますし、特に児童虐待の問題とか、いろいろ関係部と連携をとらなければならない部分があります。それから、女性は女性で、今、男女共同参画プランということがあって、プランをつくっても、その後のフォローということもございます。私どもとしても、本来は独立していきたいというのがございまして、過去に検討した経緯がございます。

ただ、一つには、ほかに勤労女性センターというものがあるし、青少年の方でも、働く者の勤労青少年ホームがあります。そういうものもございまして、ここら辺との連携をどうするかというような問題も含めて、また今後検討していかなければならない部分がございます。今、役所全体でも組織・機構を見直すという時期になってございますので、それらとあわせて、今後、検討していきたい、こういうふうに考えています。

○斉藤（陽）委員

会議室は。

○（市民）青少年女性室太田主幹

2点目の活動グループに専用の会議室という件でございますけれども、実際に活動しているグループからもいろいろと要望を聞いてございます。

私どもは、今後、男女共同参画を進める上におきまして、情報の場とか、あるいは活動する場というのは、絶対に必要ではないかというふうに考えてはございますけれども、現状では場所を確保するというのは、なかなか難しゅうございます。

それで、14年度にプランを策定いたします。そういたしますと、それを推進する団体がいろいろ考えられますけれども、市としては、今後協力して推し進めていくという、これらの団体にいろいろと意向などを聞きながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○斉藤（陽）委員

終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

民主党・市民連合に質疑を移します。

○武井委員

私は、福祉部と環境部、それから保健所、市民部、こういう順序でお尋ねしていきたいと思います。

◎介護保険施設について

まず、福祉部ですが、介護保険施設についてなのです。

皆さんの苦悩は十分わかっているのですが、やはり市民のことを思うと、どうしてもこれはやらなければならないと思っています。

私は、代質の中で、市長に、小樽市内の介護保険施設についての評価は市長自身どう思っていますかと、こういうふうにお尋ねをいたしました。市長の答弁の中で、特養の待機者が多いことはそのとおり認めますと、それを認めた上で次のように答えています。計画の見直し作業を進めている、こう答弁なさっているのです。

私は、これを聞いたときには、待機者が多いことを認めた市長でございますから、計画を見直すのは、待機者を解消するための作業を進めている、現在、もう取り組んでいる、こういうふう理解しているのですが、こういう解釈でよろしゅうございますか。

もし、そうだとすれば、計画の見直しの内容なども含めてお示してください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

さきに市長が代表質問でお答えした部分についてでございますけれども、計画の見直しという部分は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、いずれも介護保険がスタートするに当たりまして、そのサービスの提供をどうしていくかというような計画をまとめたものでありまして、この計画期間につきましては、平成12年度から16年度までの計画で5年間でございます。

ただ、これを3年に1度、また改めて5年の計画を策定することから、市長が申し上げましたのは、平成14年度中に2次の計画、つまり平成15年度から平成19年度までの計画を見直していく。そういった中で、特別養護老人ホームの待機者が多いという部分を心に留めまして、見直しをしていく、そういった形でお答えしたものというふうにお取りいただきたいというふうに思っています。

○武井委員

私は、そういう前提で受け止めていたものですから、今の課長さんのおっしゃる内容を聞くと、19年までの計画と。そうすると、待機者というのは、市長自身が認めていながら19年までほったらかしておくということで理解しているのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

再度のお話なので大変恐縮なのですが、今の計画というのは平成16年度まででありますけれども、今、14年度に15年度以降の計画をつくることになりますので、1次の計画というのは、破棄していただくということになります。15年度以降、待機者を踏まえて、どういう計画がよろしいのか、これを、今見直しているところというふうにご理解いただきたいと思います。

○（福祉）高齢社会対策室長

補足をさせていただきます。

現計画の中で、当然、少ないことは私どもも承知しておりまして、これについては、私どもは、従来から道に対してこれらの枠を拡大してぜひ設置していただきたいということは、地元の法人の中にも設置したいと希望してい

る法人もごさいますので、これは従来から要求していますし、現在も要求し続けています。

ただ、今、そういう中で、実は見直しの時期が参りました。それで、今、課長から申し上げた計画の中で、もう1回、枠組みを道、国を含めてやるわけでございます。したがって、その中で私どもが要求している分、更に今、見直ししようとしている中で、どういう数字になるか、数年経過しておりますので、また、その中で計画を、そして国の考え方、基本方針というものもこれから出てくるわけでございますので、それを踏まえて数字を見直し、そして、改めて従来から要求しているものを、更に強く要求していきたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員

理事者の苦悩は、今の答弁でも嫌というほど我々も身に染みるのですけれども、実際に入りたいのに入れないと。国が基本方針を示した、それによると、うちは330床しかない、70床足りない、それで率にすれば83%しかないのだと。こういう現状の中で、19年まで待てと。そういうことで非常に冷たい。

そこで、提案なのですけれども、あさっての厚生常任委員会に提起されることになっているようですが、特養やすらぎ荘の施設整備計画について、皆さんから各会派に説明に来ていただきました。

それで、現状のこの中身を見ると、今申し上げましたように、やすらぎ荘を直す計画を見ると、現在の100床をそのまま設置するという中身なのです。私は、何でこのところで、さらにプラス70床と、せめて国が示した100%になるようになぜできなかったのか。せっかく、これが今、一番新しい計画の一つですから、ここでもってまず、国が示す基本原則に従った100%、あと70床プラスできなかったか、またプラスするべきだと。

もちろん、これは後志圏という圏域だといろいろな都合もあるでしょう。けれども、国が示した方針に対して、今、我々小樽市は、10大都市の中でもお年寄りが一番多い率を示しています。ですから、それらのことなどを考えて、ぜひともこれを、この計画の中でせめて100%くらいにする考え方はできなかったのか。もし、これができないとすれば、何でできなかったのか。教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室長

私どもも、実はそういう改築の中で増築できないかという考え方をして、いろいろ道とも協議したところでございますけれども、実は、新築と改築と、これは別枠になってございまして、新築、増築に当たっては、当然、さきほど来申し上げている枠の問題でございます。そういう中で、今、進める中では枠がございませんで、あくまで改築の中で進めていかざるを得ないという前提に立ってございまして、それぞれ委員長以下皆さんに、そこら辺の計画の方向が見えてきたので、厚生常任委員会で説明していきたいというふうに考えてございます。

○武井委員

確かに、これは国の助成の問題だとか、いろいろネックになっている部分もあろうかと思います。また、皆さんもいろいろご努力されたことは、僕らもいろいろな立場で聞いています。それはわかるのですが、小樽が何でこれだけお年寄りが多くてと。昨日も、私のところに来て、入りたいのだけれどもどうだろうかと。何とか面倒見ましょう、来月からは知らないよと、こういうような状況になっているわけなのです。

しかも、今の私の件の場合は、今まで、だんなさんが面倒を見てくれたが、そのだんなさんが倒れて入院してしまった。うちで車いすですでやっている介護4のお母さんは、独りでいるわけにいけないから、とりあえず応急措置としてショートスティに行った。ショートスティは1週間という約束だからと、一体この人はどこへ行って生活すればいいのか、こういう状況です。それは、福祉部の皆さんにもいろいろとご配慮いただいて、ケースワーカーの方々のご努力もあって、何とか今月いっぱいという条件付きなのだけれども、来月からはだめだと。だめだと言っても、この人はどうして生活したらいいのか。

こういうように、特養に入りたくても入れない人がいる。こういう人は、そのままうちにいると、いつ死んだかわからないけれども、亡くなっていた、こういう新聞記事になるのです。

小樽は、そういう意味で非常にお年寄りが多いのです。ですから、今も課長や室長が話したことは嫌なほどわかっているのです。わかっていて質問しているのですから、どうしようもないのですが、せめて 100%、国が示した数値からしても70床足りないのだと。まず、それをしておいて、更に待機者をどうするか、こういうことに民間を利用しようとか方法はあろうかと思います。けれども、今のままで、絶対値が足りないのに我慢してほしいというのは、これはどうも納得がいかないのです。

○福祉部長

武井議員の本会議の再質問で、市長からご答弁申し上げておりますけれども、早く建設が必要だと、そういうふうに市長も認識しております。

今までの議論の中で、全国どこの市町村も、3年ごとに見直しして5年計画を再度つくっている、こういう状況でございますので、お話の趣旨はわかりますけれども、そういう仕組みの上で対応していかざるをえないということもひとつご理解いただきたい。

○武井委員

それがわからないから聞いているのです。

これ以上やっても堂々めぐりで、私の時間もなくなります、とりあえず皆さんも中身は言わなくても知っているでしょうし、市長自身も待機者がいることも知っているわけですから、それをどうするかということなのです。関係者の皆さんは、ひとつ英知を絞って、何とかこれから待機者をなくしてほしい。皆さんの気持ちが嫌なほどわかっていて聞いているのですから、こちらの聞く方も苦しいです。だから、そういうことで、確かに圏域の問題とか後志全体を考えたときなど、もう全部わかっているのですけれども、言わざるをえないのです。

実際に、今の例を話しましたがけれども、こういうような実態が出ているのだから、介護4のおばあちゃん独りでほっといていいわけがないのです。これは、投げるわけにもいきませんから、何としても来月1日からは、対策を講じなければなりません。

いずれにしても、そういうことで私の言いたいことは皆さんもわかると思いますから、ぜひとも英知を絞ってほしいと思います。

◎新焼却場施設建設について

環境部にです。

環境部は、新焼却場施設建設についてであります。

この中で、私も代質でやったのですが、地域振興策の中で、余熱利用と雇用問題を取り上げてあります。

しかし、ほかに五つあるのですが、3項目は何か地元との話し合いでは納得されたようではございますけれども、この二つの問題、これは、その後、廃棄物のリサイクルなどによって当時 252トンであったものがどんどん減ってきている。したがって、それらが今のところ決まらない。ということで、このこともわかります。

しかし、皆さんの中で、遅くとも今年の夏までには、政府にも上申しなければならない、季節的にもそうなっているわけです。したがって、この 252トンが 200トンになった場合はどうするか。雇用問題をどうするか。施設なり、ごみの焼却量によって、この雇用問題と余熱利用の問題は変動が起きてくるわけです。

したがって、これらが、例えば 252トンから 200トンになった場合、180トンになった場合、これはそれぞれもう既に計画ができていなければならない。泥縄式では困るわけですね。こうなった場合、その段階的にそれぞれの計画ができていけるものと私は思っています。

したがって、推進協議会での余熱利用とか、あるいは雇用計画に対する、そういうようなリサイクルによっての立場、立場、その量に応じてどういう計画を持っているか、具体的に出してください。

○（環境）金田副参事

新しい焼却施設なりリサイクル施設の関係の余熱利用と、それから、事務所事務の雇用といたしますか、その関係

についての桃内地域振興策の中での位置づけについてでございます。

まず初めに、15年度着工の場合につきしては、今年の5月なり6月ころに国土交通省北海道局への概算要望といったものをしなければならない日程になってございますけれども、代表質問の中で市長からご答弁申し上げているとおり、16年度着工ということで1年延期になってございますので、その時期については、来年度、15年の5月、6月に国土交通省への概算要望という形で頭出しをすることになるだろうと。これが一つの前提条件としてございます。

それから、もう一つは、余熱の場合をお話ししますと、焼却炉と機種、機能によって、発電量だとか、例えば何度のお湯が毎分何リットルくらい出てくるか、こういったものが定まってこないというのが現状でございます。それで、桃内町会の方々に申し上げているのは、252トンか200トンかそういったものは別にして、必ず焼却処理施設では発電も行いますし余熱利用も行います。その量は別にして、余熱利用というものを地域の振興策として考えていきたい。14年の中で、調査なり、また実施計画を策定する段階で、そういったものが明らかになった中で、どの程度のものが利用できるか、それを具体的に町会と協議をいたしたい、こういう形でご提案を申し上げてご理解いただいている、こういう経過になってございます。

それからもう一つ、リサイクル施設も同じような形で、だいたい何トンのリサイクルをする必要があるだろうとになってございますけれども、今、改めてごみの分析などを行って、廃プラ類はどの程度含まれてくるのか。缶はどの程度、瓶はどの程度と、容器包装リサイクル法に基づくところのいろいろな種類がどの程度持ち込まれるか。それによって、例えば廃プラの梱包機がどの程度必要なのか。それから、どういうラインが必要なのか、瓶であれば、自動選別が必要なのか、手選別が必要なのか。そういったあらゆる問題が14年度の計画策定の中で具体的になってくる。その中で、人員の配置は、どの場所にどの程度必要になってくるか、明らかになってきますので、その時点で改めて桃内町内会の皆さん方とご協議申し上げたい、こういうことで申し上げてご理解をいただいているということでございます。

○武井委員

いつ聞いても同じようなレコードの空回りみたいな答弁です。

私が聞いているのは、皆さんの言うのはわかっているのですけれども、今252トンが、もちろん減量するという見込みが立っているわけですから、252トンが当初の180トンになったら、小樽だけの場合の180トンになったら、あるいは200トンになったら、そういうときの計画というのは、あらかじめ立っているのではないですか。立っていなかったら、私はおかしいと思うのです。

だから、これから、そういう推進協議会もできるわけですし、あるいは議会もできるわけですから、これらをいつまでも投げておくわけにいかないでしょう。だから、あなた方も、アバウトだけれども、このくらいの熱量のときにはこのくらいの工事までできる、このくらいの施設になったときには、このくらいの雇用、何十人できるというくらいのことは、できていなかったらおかしいのではないですか。それでもって、納得しなさい、議会を設置するから承認しなさいなどと言っても、ちょっとおかしいと思うのです。

だから、皆さんは、コンクリートのものを私は聞いているわけではないのだから、200トンのときはこういう考え方です、これは、これだけの熱量が出ますから、こういうふうに余熱利用を考えていますとか、180トンのときは、このくらいの雇用を私は考えています、このくらいの規模の施設もつくらなくてはならないのですからと。これなら地元の人たちでもわかると思うのです。それなのに、今のように、その時点で、市長もその時点という言葉を使っているのですけれども、その時点になったら協議すると、これでは説得力がないのです。もう少し、説得のできる立場で答弁願います。

○環境部長

レコードの空回りで申し訳ないですけれども、再三申し上げているように、252トンの焼却炉を当初計画では計

画しましたけれども、252トンで焼却炉を計画していますと言っても、それがどのような熱量、どのような発電量になるかというのはわからないのです。ということは、さきほど副参事も説明していますように、炉が決まらなと、炉というのはたくさんあるわけです。いろいろな種類の炉があるわけです。それを例えばAという炉に決めると、だいたい、その発電量だとか余熱が出てくる、こういうことになるのです。

それが、まだ今現在は決められていません。それを決めることについてはいろいろな方法がありますので、その方法を取り入れて、今後決めていかなければなりませんけれども、今の段階としてはまだ決まっています。決まっていないので、お答えできないということなので、その辺をまずひとつご理解いただきたいと思います。

雇用についても、全く同じであります。これは、地元の方々には、推進協議会の方から、そういうことが決まった段階で、どういうふうな余熱を利用できるかということがわかった段階で、皆さんと話し合いましょうということで申し上げます。それで、地元の方にはご理解をいただいているということで、同じご説明で大変恐縮でございますけれども、そういう状況で再三、申し上げている、こういうことでございます。

○武井委員

部長がこんな答弁では、これは議会への説明が欠けていると私は思います。

それで、私も少しトーンを落とします。

それでは、余熱利用というのは、どういうことを考えているのですか。規模はどうでもいいですから、どういうことを考えているか。雇用については、どのような配置のところへ、どういう仕事を持っていつているのか。それをお答えください。

○（環境）金田副参事

余熱利用の中身なのですからけれども、それを、例えば具体的に町内会にご協議申し上げようというふうにご提案している意味というのが、まさしくその点でありまして、要するに、お湯が出てくれば、例えば融雪機に使えるだろうし、いろいろなものがありうるわけです。他の施設を見に行くと、立派な温水プールみたいなものもございす。そういったこともありますし、浴室設備みたいなものもございすし、いろいろなことが考えられるわけです。それから、それを利用して、農家では冬期間でもできるようにとか、いろいろなことも考えられるわけです。それも含めて、これくらいのお湯の量なり発電量になるから、どういう形で皆さん方は利用したいですかだとか、そういうことも含めて具体的に協議いたしたいと、こういうことを申し上げております。

それから、雇用の方も、さきほど申しましたけれども、今、例えばリサイクルの手選別のところで何人の人を配置すればいいのか。瓶の場所はここで、破碎のところはいくらだと。いろいろな検査が絡んで、そういうところにどの程度の人員が配置できるのかと。例えば、それが、10人となったとしても、町会の人も10人は来られるかどうかかわからないわけですから、その中で自分たちのパートとしては、こういうところがいいのではないかと、そういう中身を含めて町内会の方々と議論いたしたい、検討いたしたい、こういうことを提案しているところでございます。

○武井委員

それでいいのですよ。

例えば、今回、融雪用に使うのもそのうちのひとつでしょうと。しかし、その熱量は限定されてくるから、そのうちのこれこれは落とさなくてはならないとか、私は、そういう中で、今、融雪用の余熱利用の問題は一つ出たけれども、こういうようなものを並べてくださいというのです。あなた方は、どういうことを計画しているのか、こういうものを並べてください。そして、熱量がなければ、これを削っていかなければならないということで、そういうアバウトなものを出してください、計画しているものを出してくださいと言っているのですから、これはもう一度答弁ください。

ついでですから、雇用の問題についても、今言ったように、どういう施設にするか、それによって5人になるか

10人になるかわからないと。私は人数などはいいいのです。けれども、万が一、そういうような人たちでも、だれでもかかれてもいいと。施設は決まっていますので、リサイクル施設等の3施設しかないわけですから、それらのことによって、例えば町内のそういう人を雇う場合には何か条件があるのか。いくつまでの人でなければだめとか、あるいは、桃内の住民でなければだめと。ところが、桃内の住民で10人欲しいけれども、5人しか来なかったとしたら、小樽市内全体から採用する考え方なのか、こういうようなことなどはできるでしょう。

答弁のできる範囲でけっこうですから、答弁してください。

それから、機種の選定がまだ決まっていないという問題ですが、3炉の予定だったものですから、それらが量によっては2炉になるかもしれませんし、いろいろと機種的前提も出てくるでしょうから、機種の選定はいつごろわかるのか、これも含めて答弁してください。

○（環境）金田副参事

ここは非常に難しいところがあります。というのは、焼却施設での余熱利用に関しますと、いろいろな項目は他都市でもやっている例がございます。その例を、いったん公の場で申し上げますと、いろいろ受止めがございます。例えばプールという話が出ると、やっていただけるものといえますか、これは小樽市なり広域連合の正式の提示だということだと思込まれるといえますか、そういうことで、その後、熱量が足りなくてできなくなるといったときには、極端なところ、小樽市の背信行為という形で町内会に受け止められる可能性が十分あるのです。

今までも、処分場の中でもあったものですから、そういう中で、改めて実際的なお湯の量だとかという中で、やはり町会の方々にいろいろな施設も見ていただいて、提案もいただき、それから私どもの考え方も出していきながら、相互に検討していくということが、今、一番大切なというふうに思っております。

それから、雇用の関係なのですが、立場立場で、広域連合が雇用するという形になるか、民間事業者が雇用するとか、いろいろな例があるというふうには考えられます。けれども、具体的に、他都市の例で私どもが示唆した中では、人を雇用するのであれば、例えば地元雇用というのを条件として出すのが本当の姿ではないだろうか。いろいろなやり方があるのです。

ただ、それにしますと、発注者側でそういったものを余り限定してしまうと、委託契約だとかいろいろな面で問題が出てくるということがございますので、今の段階では、雇用の場をつくるという形にしておいて、改めて、具体的な人数なりが決まった段階で、広域連合なりいろいろな中でご議論をして、例えば10人のうち5人が桃内町会で、残りはどうするかとか、そういったことを改めて検討してお諮りすることになる、こういうふうに考えてございます。

それから、機能、機種の関係ですが、平成14年の事業計画と策定の中で、コンサルに委託していろいろな調査、検討を行うのですが、14年度の後半には、機種、機能の中での検討がなされるかなという形で考えてございます。

○武井委員

コンサルには、いつごろご依頼する予定ですか。

○（環境）金田副参事

コンサルには、1年延びたということもございまして、いろいろな委託の形態を考えたわけですが、広域連合がこのまま順調にいろいろな形で進みますと、7月ころには発足するだろうというふうに考えてございまして、発注の主体を広域連合にいたしたいと思っておりますので、7月以降にコンサルとの契約という形になろうかと思っております。

○武井委員

そうしますと、確認しておきたいのですが、これらは来年の5月、6月ころには国の方にも上げなくてはならないということをおっしゃいましたが、コンサルは7月以降契約をしたいと。そうしますと、広域連合の議会も、それぞれ所管の議会で承認を得なければ上げられないわけですから、そうしますと、私たち小樽市議会には、

私が質問している趣旨のことがいつごろ明らかにされますか。

○（環境）金田副参事

それぞれ代表質問の中で、小樽市議会と広域連合議会の関係でご指摘もごさいます。そういう面では、重要なポイントといいますか、例えば機種、機能が決まるだとか、こういった余熱の量が出てくるかとか、そういったことの機会を通じながら、そのごとに厚生常任委員会などでご報告していきたい、こういうふうに考えております。

○環境部長

予算面の関連では、以前にも報告しているかと思いますが、まず、第2回定例会で、予算面の関係は議案を提案しなければなりませんので、小樽市議会では、2定の段階でまず予算面が上がってきます。機種等々は、それ以降、コンサルになるのかどうかちょっとあれですけれども、コンサルに委託して機種選定等々が決められていきます。いろいろな経過があると思いますが、それであれば3定になるのか4定になるのか、その時点で方向性が一つ決まれば、その前段で小樽の定例会にはご報告申し上げる、こういう形になっております。

○武井委員

そうしますと、これからの流れをちょっと確認しておきたいのですが、節々には議会に報告するということで、当面はコンサルに委託するのは7月以降に契約をしたいと。そして、予算関係については、平成14年6月の2定の中で予算の方向性を出していきたい。それから、来年の5月、6月ころには、それらのまとまった内容のものを国に上げていかなければならない。こういうことで、この間、一つ一つ決まり次第、議会の方に報告していく、こういう趣旨でいいのですか。

○環境部長

そのとおりです。

○武井委員

町内会の人たちも、やはり関心のあるところだと思うのですよ。雇ってくれるかな、どうするのかとか、余熱利用はどういうふうになるのかなとか、農家の方々にすればどういうふうに耕作を考えればいいのかとか、いろいろ関心があると思うのです。それだけに、お役所仕事にならないように、できるかぎり早くすること。それから、最後になってから、「そんなものなら、私たちは協力できない」と言われるようになったら大変ですから、ぜひとも、できるだけ早い時期に予定を立てて、地元の説明できるものは早くに説明してあげて、議会の方にも、形にばかりとらわれないようにやってほしいと思うのですが、よろしいですか。

○環境部長

桃内町会の中に、焼却場が出来る、それから、保全対策だとかいろいろとしなければならぬことが出てきますので、それらについても、町会でいろいろな議論をしていただいて、広域連合の窓口となるのは小樽市になるかと思しますので、小樽市の方といろいろと協議しましょうと、そういうための協議会みたいなものをつくっていただいていますので、それらを利用して町会には十分ご説明して、その結果、小樽の定例会等に報告なりをしていきたい、こういうふうに思います。

○武井委員

ぜひとも、ひとつ、町民に不安がないようにやってください。

◎不法投棄の監視員の問題について

次は、前にも言いましたが、不法投棄の監視員の問題についてお尋ねします。

巡回囑託職員の問題ですけれども、この人たちに立入調査をさせる権利、調査権を与えて巡回をさせる、こういうご答弁です。これは、非常にいいことだと思うのですが、一方、それだけの資格を与えるだけに、非常に危険な仕事ではないかという気がします。私が前にも言うておりますように、警察犬までも及ぶ不法投棄ですから、それだけに彼らは必死になって逃げもするでしょうし、抵抗もするだろうと思うのです。それで、これでもし

も傷害を受けた場合は、公傷扱いとするというふうに理解していいのですか。

○（環境）管理課長

ただいまの件でございますけれども、身分といたしましては嘱託職員ということで、公務災害の条例の適用を受けるということになりまして、万が一けがをした場合は、その条例を受けて補償するということでございます。

○武井委員

公傷の扱いを当然受けるのだということですが、給料には危険手当というのを付けますか。

高所の場合、2メートル以上に上がって検査するときには、高所手当が当たりますね。労働基準法に決められているでしょう。だから、そういうように、これにはこういうような公傷まで受けるような、調査権を与えるような危険な仕事であるだけに、危険手当というものを与えるか。名前はどうでもいいのですが、いかがですか。

○（環境）管理課長

ただいまの報酬関係でございますけれども、私どもは、嘱託の監視員の金額につきましては、嘱託員の事務補助の単価を参考にして算出しております。ですので、委員がおっしゃるような危険手当的なものを加味したという額にはなってございません。

○委員長

委員長から申し上げますが、もう時間が来ておりますので、まとめていただきたい。

○武井委員

わかりました。

今のものは、これは、万が一には、公傷の起こるようなおそれのある仕事なのですから、危険手当というのは、つけなければならないのではないかと。今、市の職員の中で、そういう手当をもらっているような職種はありますか。

○（環境）管理課長

全体的な手当といいますか、賃金あるいは報酬の中身というのは、私どもは承知してございませんけれども、恐らくそういうものを加味するというのはないのかなととらえているところでございます。

○武井委員

さっきも言ったように、例えば電気を取り換えるとか、こんなものでさえ、2メートル以上の高いところで仕事をする人には、高所手当をつけなければならないのだよ。だから、ましてや、公傷などを前提にした仕事ですから、私は、名前は危険手当でも何でもいいですけども、少なくとも他の同じ嘱託職員よりは、それらの危険度を見た給与というか、そういうものを考えてやるべきではないかと思うのですが、部長、いかがですか。

○環境部長

不法投棄の関連で、突き詰めて最後まで行けという指示であれば、相当に危険というのは出てくるのだと思いますけれども、今、私たちが考えている不法投棄監視員の業務というのは、先日もお話ししましたが、不法投棄されている物を早く見つけて処理する。それから、その中で調査して、確定できるものがあつたら、その確定したところに連絡して処理してもらう、こういうことでございます。

立入調査があるというのは、人の土地に入って調査しなければならないことになりますので、そういう意味で立入調査ができるということですから、我々は、不法監視員は、職員を含めて、委員が心配されているようなトラブルのありそうなものは、すぐに引き上げるということによっています。今までの例でも、確かに特定されて、そのお宅に行ってお話しした経緯もあります。ただし、それについては、向こうも了承していることもありまして、今の業務の指導の範ちゅうにおいては、危険手当を支給するような中身までにはならないだろうというふうに考えています。通常の業務といいますか、そういうことで判断して、現行の手当としているということでございます。

○武井委員

私は、これはまだ十分納得したわけではないので、理事者は、理事者なりに職員課の方にも協議をして、この在

り方はこれでいいのかどうか。私は、こういうような危険な職種の人については、他の嘱託職員と違って、これは、あなた方が逃げろと言ったって、そうはならないのですよ。やはり自分の使命感といいますか、そういうものを持っていますから、投げている現場をつかまえたなら、何だということになっていくのですよ。

職員が生まじめなら生まじめなほど、逃げろと言っても、これはなかなかそううまくは、非常に甘い判断だと思いますよ。だから、十分考えてみてください。僕らの方もいろいろ勉強します。これらの問題については、総括の中で、またやり直します。

以上で終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、質疑を共産党に移します。

○北野委員

◎国立療養所小樽病院の移譲に伴うマッサージ師採用問題について

保健所に伺います。

国立療養所小樽病院が済生会小樽北生病院に経営移譲されることになりましたが、現在、マッサージ師として勤務されている正職員の全盲の人が、済生会に不採用にされようとしています。

この件について、小樽市は、国療の関係者から既に要請され、事を承知していると思われませんが、どういう対応をされたか、説明してください。

○保健所次長

今、北野委員から、全盲のマッサージさんが、現在、国立療養所小樽病院の正職員として在籍しておりますけれども、本年の10月1日、病院が済生会の西小樽病院へ移譲されるということで、この方が新しい済生会西小樽病院に就職を希望しているということですが、私がお聞きしているところでは、その方は済生会西小樽病院への門戸が既に閉ざされたとか、そういうことはお聞きしておりません。そういったことで、先日、2月の末ですが、病院の組合の方からもそういった話がありましたので、ぜひこの方の済生会西小樽病院の職員への採用方についてということで、力を尽くしてほしいというお話でしたので、保健所の方からも新病院の準備室の方に、この方の件については、十分考慮していただきたいということで、既にお話はしております。

○北野委員

その要請の結果はどうなっていますか。

○保健所次長

この方は、実際に全盲ということですので、盲導犬を利用して病院の方に通われて、実際のマッサージの作業に当たっては、理学療法士さん2名とチームを組んで実際に行っているそうです。済生会の方は、そういった状況も十分承知しておりますので、私の方からそういうお話をお願いいたしましたけれども、そういうことも含めまして、十分検討させてください、お話につきましては承知しましたということで、現在、承っております。

○北野委員

そうしたら、国立小樽病院の従業員に、厚生労働省が職員説明会配布資料として、こういうものを出しています。この中の8ページに、職種として17種指定していますが、マッサージ師は含まれていないのです。だから、門戸が閉ざされたわけではないといいますが、この説明書のどこに例外規定があるのですか。

○保健所次長

一応、済生会の現在の計画では、これは基本的な考え方ということで、いろいろな職種の175名の採用を予定しておるわけです。実際に、現在の運営状況と、済生会西小樽病院の運営状況は、基本的には同じような運営形態をとるわけなのですが、実際には、給食の問題だとか、それは直営か委託だとかいろいろな部分が出てきます。

そういったことで、今、北野委員からお話がありましたように、契約上は、マッサージ師という部分は持っていないというふうに私どももお聞きしていますけれども、基本的な考え方はあるのですが、今回もこういうお話があったものですから、そういったことで再考する、再検討するというので、私はお聞きしております。

○北野委員

この問題の最後ですが、全盲の人は、国立病院小樽療養所の建物の中は、体で動いていて全部承知しています。だから、全盲の方がそこに採用にならなければ、この方は、60歳まで働く必要があるわけで、仮に小樽市立病院へ移っても建物の中が頭に入っていないのですよ。だから、働くことは大変困難です。今、次長から説明があったように、小樽市も公的病院ということで済生会に移譲の協力を求めた責任があるわけですから、少なくともこの全盲の方は、健常者と違って、済生会がきちんと採用をするというところまで、小樽市は責任を持って当たるべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○保健所次長

さきほどからお話ししておりますように、私たちは、あのお話がありまして、早速、新病院の準備室の方にもお話ししております。基本的には、基本計画の中には、マッサージさんというのは入っていないのですけれども、こういったことで市の方に要請があったということも、新病院の方では十分考えていただいておりますので、そういったことも踏まえて、今、北野委員からお話のあった点も踏まえて、十分検討していただくということで、再度、私の方からお願いをしたいというふうに思っております。

○北野委員

必ず約束を守るようにお願いします。

◎新赤岩保育所について

次は、新赤岩保育所がこの4月から開設されるわけですが、園児や父母の通園アクセスは、資料で出していると思いますが、この図面でどういう道を通して新赤岩保育所へ通園するのか、詳しく説明してください。

○（福祉）児童家庭課長

図面でいけば、山口商店のところに水色の線があるかと思いますが、これを真っすぐ通って上に上がって、「はる」の角を曲がって保育所に入って、郵便局のところから、また同じ道路に出るということで、3月11日月曜日に、高島保育所での父母に対する説明会で説明をしましたし、また、今日、赤岩保育所の方に対する説明会ということで予定しております。

○北野委員

高島保育所から移ってくる人ばかりではなくて、赤岩保育所へ通園するすべての人が対象になるわけです。そうすると、この図面で、今、課長がおっしゃられた方向で行けというふうに指示しているのですか。

○（福祉）児童家庭課長

車については、これから入る方についても、学校の通学路との絡みもあるものですから、安全管理ということを考えまして、そういうことで、車については、こういうふうにしてほしいということでお願いをするという形になりますけれども、そういう図面も配ってやっております。

○北野委員

今のことは、強制力がないわけです。実態とはかけ離れたことになって、北山中学校へ登校する生徒との関係で交通事故のおそれがありますから、あえて指摘をいたします。

図面があるわけですが、今、課長がおっしゃられたことは、こう行ってこう入れということでしょう。しかし、実際に下からくる人は、北山中学校下通線を通して北生病院の女子寄宿舎から保育所に行った方がずっと近いのですよ。

父母は、朝、どれぐらい忙しい時間で子どもを通園させているか、車で行く人はわかるでしょう。ご飯もそこそ

ここに、手を引っ張って車に乗せて、自分の会社に遅刻をしないように行くのですから、わざわざ未整備のところをぐるっと回って行きますか。法律違反で処分されるというのなら別だけれども、どこを通っても自由ではないかということになったら、近い方を選ぶでしょう。

これは、福祉部長か次長が答えてください。

○福祉部長

実際に、私どもも現地で立ってみたことがございます。端っこの方で見ましたけれども、やはりお母さんたちは、今のところ、図面ですと、おおむね5軒くらいの方がこちらの方から通ったりするかというふうに思っていますけれども、大半の方がこちらの下なり、こちらの方から来られるのかなというふうに思っています。

ただ、委員がご指摘のとおり、車ですから必ずしもここばかりではなくて、こちらの方を通ってくる人もいるということが想定されます。したがって、私どもとしては、学校教育だとか、土木部の方だとか、関係のところ、道路整備だとか、通学方法だとか、それから課長が今申しあげました父兄にお願いするとか、いろいろな方法をお願いをしているところでございます。

○北野委員

せっかく図面を資料として出していただいたので、今、最初に課長がお答えになった、ここを通っていただきたいというふうに指導されたところの道路の整備状況はどうなっているか、詳しく説明してください。何が課題か。

○福祉部次長

ただいま、児童家庭課長がご説明申しあげました保育所の父兄に通ってもらう場所ですけれども、山口商店から上がりまして、青の線がまだ歩道が整備されておられません。それから、黄緑の線ですけれども、ここは歩道が整備されております。鋭角になっておりまして、ここはちょっと車で上がるにもきつかなというふうに思っております。それから、ピンクの線ですけれども、ここは、「はる」が建設されたときに土地の供与をいただきまして、歩道が整備されております。それから、現在、新赤岩保育所が立っているところについては、5メートル50、歩道が2メートル50で整備されております。そういうことで、施設内道路については、4メートルくらいしかなかったのですけれども、ほぼ6メートルくらいに整備をいたしました。そういう状況です。

○北野委員

それではちょっとイメージがわからないよ。何が課題かということについて、何の説明もないでしょう。ピンク色になっている北山中学校下通線のところは、「はる」から寄附をいただいて整備したというけれども、計画予定として、ここは歩道が極めて狭いから広くするという意味で、未整備の欄になっているのでしょうか。それから、隅切のところは、聞くところによれば、建設常任委員の方に説明したそうですが、この隅切は、臨時市道整備事業でやるのかどうか。それから、空色の部分は、歩道も何もないところです。ここだって中学校の生徒が通って登校するところです。これはいつやるのですか。

○（土木）土木事業所長

今、委員の方から言われました道路整備の中身ということでございますので、私の方からご説明させていただきます。

まず、山口商店から上る赤岩通線の部分でございますが、この部分の水色の箇所につきましては、早急に歩道を整備することは、なかなか難しい箇所というふうにとらえてございまして、用地を取得しながら道路整備をしたいという長期的な箇所で考えてございます。

「はる」の前の2.5メートルの歩道の部分は、ある程度この幅員で、歩行者が2人、車いすが1台だとか、そういう歩道幅員がございまして、これで将来的にもよろしいのかなと。

それから、赤岩道線と北山中学校下通線との鋭角な交差点の部分でございまして、ここの部分も、非常に急角度で曲がっているということと、こう配がきついということもございまして。ここの部分と、1メートル60で北山中学

校下通線の部分は、「はる」の開発のときに整備をされておりますけれども、この幅員では狭いということがございますので、現在、社会福祉法人与自然部の方で協議を行っております、土地を無償譲渡していただくというお願いをしております、その辺の話がつけば、平成14年度の臨時市道の中で整備をしていきたいというふうに考えてございます。

隅切のカーブも、今よりも回転半径を5メートルほどにアールを緩くしまして、こう配も緩くするというような形で改良していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○北野委員

高島保育所を廃止して、赤岩保育所に統合するということを、我が党の反対を押し切って強行したのですけれども、こういうふうに車が頻繁に通うようになる公共施設をつくるに当たって、周辺の道路の整備が何もされていないということは、甚だ遺憾です。

実態としては、福祉部が説明したとおり、今、事業所長がおっしゃった赤岩道線と北山中学校下通線、つまり「はる」の側を通って行けなんて言ったって、実際には行きませんよ。行かなかったからといって、急いでいる人に焼きを入れるわけにいかないでしょう。

そして、あとは、北山中学校下通線、北生病院女子寄宿舎のところから、旧鈴木商店のところですが、ここについては全く展望がない。それからもう一つが、山口商店から上赤岩道線、郵便局の側ですが、ここはいつ整備するのか全く展望がないのですよ。

こういう状況で、保育所だけつくと。しかも、宅地内道路、この間、広げた広げたと皆さんが自慢するから私も行ってみたいけれども、ここも歩道がないのですよ。課長がおっしゃったように、ここで子どもを降ろして、宅地内道路を通して山口商店の方へ下りていけというふうに指示するけれども、ここは、舗装したけれども、歩道はないのです。本当に狭いですよ。

せっかくやるのに、なぜ安全確保ということを考えないで事業をやるのですか。とにかく、高島だけ廃止して赤岩にやれば、後は野となれ山となれ、周辺の人たちの安全、特に北山中学校の生徒の通学の安全などは頭に全くなかったのではないかというふうに思うのです。これは、福祉部長、いかがですか。

○福祉部長

ただいまのご質問でございますけれども、私どもは全く後は野となれ山となれといった考えは持っておりません。

ただ、さきほど申し上げましたように、大概の方が、特に高島方面の方は、おおむね高島地区の方から来られますし、赤岩の方も今のところ何軒かの方がこちらの方を通るかなというような予想を、現在のところしておりますけれども、当時は、事実として、そこまでは思いが至っていないことは確かでございます。

したがって、さきほどの繰り返しになりますけれども、学校あるいは保育所の保護者とか、皆さんにそれぞれ協力を求め、また道路整備についても土木事業所のご協力も得て、冬場の除雪にも配慮していただくようお願いしながら安全の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○北野委員

今、非を認めたわけですから、土木部や関係部と相談して、北山中学校の生徒の通学、登校時の安全にかかわる問題ですので、当委員会の最終日まで、どういう計画で進めるか、今ではもう計画がないのと同じですから、長期計画などという資料を出しているけれども、展望は全くないですよ。だから、最終日までどういうふうにされるか、考えをまとめて報告してください。

以上で私の質問を終わります。

○中島委員

通告を出しておきましたけれども、時間の関係で、途中、厚生常任委員会に切り替えることもあるということで、進めたいと思います。

◎特別養護老人ホーム

最初に、特別養護老人ホームの問題です。

武井委員も質問しておりましたが、私の一般質問の答弁に対して、特別養護老人ホームに関しては536人の待機者で、入所まで約3年から5年待ちだ、こういうふうにお答えでした。

また、施設整備達成率については83%の達成率だとお答えになっていましたが、この数字は何を基準に出した数字でしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

施設整備の達成率83%の基準は何かということでございますけれども、実態調査の結果とか、それから国の定めた基準を勘案して盛り込んだ特養の必要者数が408人になっていますけれども、これを基にして、平成16年度の受入れ目標を400人と設定しています。それとの関連で83%と出しております。

○中島委員

今のお話は、この介護保険事業計画の必要量の中身のことをおっしゃっているのだと思います。確かに平成16年度までに408名のサービス量を見込んでいます。けれども、現在536名の待機者がいる。こういう状況があります。必要量を、この状況で進めるのか、今後もう少し大幅に変更していくのか。現在の段階での必要量の判断については、いかがでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

特別養護老人ホームの現在の必要量でございますけれども、市長からご答弁いただきましたが、今ですら530名の待機者がいるということですから、当然、計画で見込んでおります。例えば13年度では365人、こういう必要量しか見込んでおりませんので、正確には申し上げられませんが、必要量はかなり大幅に上回っている、こういうふうに考えているところであります。

○中島委員

私の質問に対して、答弁ではこういうふうに言っています。

福祉計画の見直しを、国の基準に従って必要に応じた検討をします。国の基準というのが問題です。

この最初の、12年度の段階でつくった基準、ここにも国の基準という縛りが入っているはずですが、国の基準は特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群を合わせて65歳以上人口に対して3.4%、これが数値です。12年のこの段階で、既に小樽市は3.9%なのです。これをどういう計画をしているかといいますと、平成16年まで国の基準に従って3.7%までに落とす計画ですよ。

今後、小樽市がいくら必要だと言っても、国の基準に従う以上は増やす計画になっていない。見直し計画で、国の基準も更に変わる予定があるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今、委員がおっしゃったのは、国で示します基本指針の中の参酌標準という部分であります。

お話しにありましたように、前回の計画のときには、高齢者人口の3.4%、こういうことで示されておりました。そして、私どもが前回の今の計画をつくるときには、現実、もう既に3.9%を超えているという実態を踏まえて、なおかつ、国の方では、目標年度であります16年度に3.4%にと、こういうことでございました。

ところが、現実的にもっと多くの方が施設を利用しているという実態にありましたので、私どもの方としては、5か年ではなくて10か年、平成21年度に3.4%に持っていこうということで計画をしたところ、16年度では3.7%と。ということで、できるだけ介護保険の趣旨であります在宅重視と、こういったことに目を向けまして計画をしたものでございます。

今、新しい計画の見直しに当たりましては、案の段階で示されておりますが、3.4%というのが3.2%ということになってございます。そして、実際の12、13と、まだ途中ですけれども、今の利用実態を見てみますと、この3.9というのはほとんど変わっていない実態にあります。

そこで、今後4月以降に国の基本指針が出されると思いますけれども、小樽における実態を踏まえながら、現実的な部分で、小樽が前の計画ですと3.4、どうにもならない、こういう実態を踏まえながら、また、国の基本姿勢との整合性もある程度とりながら、具体的な数値を見込んでいきたいなというふうに考えております。

○中島委員

大変苦しい見通しだと、改めてわかりました。

国の基準は減らす方向です。でも、現実には小樽は500人も待っている。更に、400はつくるという方針が示されました。国の基準に従う以上は増やせない計画なのですよ。こうなると、地方分権の精神を生かして、国は国、小樽は小樽で独自に開拓する、必要量を満たす、こういう方法を積極的に考える、このように理解してよろしいですか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

まだ、正式には国の基本指針が示されてございません。今のところは、さきほど申し上げましたとおり、高齢者人口の3.2%を標準に下さいといったことでございますけれども、さきほど来申し上げていますとおり、実態がそうっていないものですから、そういったものを念頭に置きながら具体的な計画づくりをしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

ここで希望しても、後志圏内のいわゆる国の許可基準があるわけですし、道内の基準もありますし、なかなか思うように行かないという現実があったと思うのです。

こういうことを全部クリアして、一番短い期間に小樽の意向がかなうとしたら、どういうテンポで、いつ新しい特養ホームが出来る、こういう見通しが立てられるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

特養の整備でございますけれども、さきほど来お話ししていますとおり、この計画の見直しを14年度中に行うということです。そうしますと、まず65歳以上人口の何%という具体的なものを出しまして、これから出される国の指針、多分、そんなにも、変わりませんから3.2%くらいでしょうけれども、それとの整合性です。それから、さきほど来、申し上げております小樽の高い施設利用者の率といったものを踏まえながら、これからやりますので、今現在で、早ければいつから特養を整備できるとか、こういうことはもう少し内容が煮詰まってからでなければちょっと申し上げられないというようなことでございます。

○中島委員

なかなか困難なことはわかりますけれども、困難な事態は市民の方も同じなのです。そういう意味で、どうやったら見通しをつくれるのか、ここら辺については特段の力を入れてほしいと思います。また、情報もいち早く知らせてほしいと思います。

さきほどおっしゃいましたけれども、私のところでも70歳を過ぎた痴呆の方がおりまして、その痴呆のために今までいた宗教施設を追い出されまして、どうしようもないところを75歳のお兄さんが自宅に連れ帰ったと。どうしようかと迷って、いろいろ相談も受けましたが、原課の皆さんのご協力もあって、2か月たってようやく施設入所が決まりました。

今、介護保険制度になって、こういう施設入所が、すべて利用者と事業者側の契約になっています。介護保険の認定がきちんと決まらない限り、どこにも入れないのです。私の質問で、こういう人に対してどうするかといいましたら、ショートシティを利用していただいとっていましたが、そのショートシティもわずかの期間で

期限切れになるという実態が報告されました。

私は、やはり、すべてこういう形に移行してしまった制度の矛盾だと思うのです。やはり、措置制度なりの、こういう救済対策としての部分をどうやってつくるのかということで、早急に立ち上げてほしいと思います。

あるいは、この特別養護老人ホーム以外に、介護保険の施設の基準に合わない部分で対応する施設がないのか。やはり、救済の立場で工夫して、知恵を絞って、つくっていく方法を検討すべきだと思うのです。この点ではいかがですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

おっしゃられるケースはいろいろございます。その方の必要度合いに合わせて、私どももいろいろ検討いたしまして、最大限の手当てをとれるところはとらせていただいているというところでございます。

そういう中で、いろいろな施設あるいは在宅を含めて、サービスの充実というのは、私ども当然考えていかなければなりませんし、民間活力を含めて、いろいろな形で強化の方向で要請をお願いしたり、あるいは、みずからいろいろ動いて歩いたりというケースもございます。

そういう中で、今、改めてまた高齢保健福祉計画の見直しが、この14年から始まるということで、実際に動いてるわけでございます。そういう中で、またいただいたご意見なども参考にしながら、私どもは最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

◎介護予防生活支援事業について

それでは、介護予防生活支援事業についてお伺いします。

資料提出をお願いしましたので、この事業に対する道内主要都市の実施状況が皆さんのお手元にいっていると思います。

最初に、この施策の目的、主な対象事業、国の予算などについて説明をお願いします。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、介護予防生活支援事業の目的ということでございますけれども、目的は、平成12年度の介護保険制度の実施に当たりまして、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態になったり、あるいは状態が悪化することがないようにするための介護予防施策、それから、自立した生活を確保するために必要な生活支援施策、これらを行うために、自立の促進を目的としました施策ということになっております。

それから、対象事業でございますけれども、対象事業につきましては、この3月時点で申し上げますと、配食サービス事業、あるいは外出支援サービス事業、あるいは緊急通報システム等、このような事業が平成14年としてあるわけですが、約29事業ございます。年度途中で変わった部分も多々あるわけですが、14年度は現在のところこのような状況であろうというふうに思っています。

それから、国の予算ですが、国の予算額につきましては、全国市町村数が約3,200以上あると聞いておりまして、それで500億円というようなことで聞いております。

その中で、小樽市の補助対象の基準限度額というのは、ここの資料にもありますけれども、2億100万円ということになっております。

この補助対象限度額の設定ですが、これは、市町村の高齢者数によりまして設定されているということで、7段階に分かれております。

以上です。

○中島委員

ご覧のとおり、主要都市10市の中で、12年度実施率10.8%、13年度見込みで21.7%、実施率はすべての市の中で最低ランクになっています。

伸び率を右に書いて、いかにもいっぱいというふうになっていますけれども、もともと低いので、2倍になっても、たいした、事業としては多くありません。今年度、新たに計画している事業はありますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

確かに、今言われている10都市の中で最低ではございますけれども、現在の厳しい財政状況という中で、私どももいろいろ努力して、市民ニーズのあるもの、あるいは必要なものを吟味し選択して実施してきております。

14年度の新しい事業ということでございますけれども、余り変化がございませんが、二つの事業を追加しております。好んで介護状態にならないようにするための健康予防教室、それから、在宅で高齢者の介護を行っている家族に対する家族介護教室ということで、この2事業を追加しまして、トータルで15事業を実施する予定であります。

○中島委員

私が質問いたしましたけれども、この中には配食サービスとか外出支援サービスとかが入っているわけですね。例えば、配食サービスなどは非常に希望が高くてやってほしいという方がいっぱいいるのです。さきほど示した高齢者のお2人の方も、ご飯だけでもできたら何とかなるのにということを再三言っていました。コンビニのお弁当を3食食べて暮らしていましたからね。そういう意味で、ぜひやってほしいという希望はあるのです。

12年度実績で、年間の食数 4,266でした。けれども、美唄では3万 1,500件、網走では2万件、同じ後志管内の岩内町でも1万件を超す食事サービスをしているのです。やり方はいろいろあると思いますけれども、他市町村が実践している中身を見て、進められる中身だと私は思うのです。これは、進めたいというお話もありましたけれども、どういうところまできて、今後の計画はどこまできているのかということをお示してください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

12年度実績をちょっと訂正させていただきますけれども、これは11年度実績でございまして、12年度は 5,580食ということになってございます。大変申しわけございません。

それで、この計画ということでございますけれども、市長からもご答弁しておりますが、現在の状況の中では、ご承知のとおりボランティア活動ということですので、大きな増配はちょっと望めない、あるいは難しい状況ということでございます。

さきほど来お話ししております高齢者福祉計画の中では、平成16年度で、目標ですけれども、全市に地域を拡大いたしまして、回数も増やす計画を上げております。

そういうふうには計画はしているのですけれども、やはり課題がありまして、例えば供給能力だとか、あるいは単価、配達方法、これらをどうするのか。また、食をつくる製造というところについて、民間業者への委託ということも含めて考えていかなければならないということがございますので、そういうことを総体的に研究していかなければならないということで、もう少し時間を貸していただきたい、こう思います。

また、今、委員が言われました他市の状況でございますけれども、これも、どのような方法で、配達方法あるいは供給能力だとか、業者はだれなのかということを調査させていただきたい、このように思います。

○中島委員

例えば、小樽市内には、自校方式で給食を提供している学校が16か所あるのですね。今、子どもが少なくなったというお話もありまして、給食は昼だけです。こういうところを一緒に利用させていただいて、20食なり30食なりつくれないとか、そういう地域ごとの検討、工夫というのはあるのではないかと私は思うのです。石山中学校も給食施設があるそうですから、あれは廃校になりましたけれども、そういう意味での利用価値などは検討できないものか。

そういうことも含めて、拡大するためにどうしたらいいか、こういう積極的な模索をやっていただきたい。課題があるから済みませんと言うだけでは済まないわけですから、検討していただきたいと思います。

外出支援サービスは、今後の課題といたしますというお答えです。なぜ、今後の課題なのでしょう。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

今後の課題ということで、まことにそっけないというふうに思われるかも知れませんが、実際、外出支援サービスにつきましては、輸送用車両をどうするか、ちょっとずつ調達すると。それから、対象者の範囲あるいは輸送先、これは、通院あるいは買物というものも含めてあるのでしょうかけれども、病院だとか買物ということまであるかと思います。これらなどを実施するに当たりまして、研究を要する課題というふうに考えておりまして、こういうふうなことで少し研究をさせていただきたいということで、お答えしております。

○中島委員

研究している間にどんどん時間はたつわけで、お金がないお金がないといつも言っていましたけれども、今回はちゃんと2億円の予算枠があるわけです。お金があるのですから、あとはやる気の問題だと思います。条件をつかって進めていただきたい。

外出支援サービスは、調べてみましたけれども、けっこう多くのところでやっているのです。市でやっていないのは、江別、小樽、苫小牧の三つでした。いずれ、小樽だけになってしまう日も間もなくだと思いますから、そういう形にならないように、足並みをそろえて進めていただきたいと思います。

とりわけ、後志地方の腎友会の方から移送サービスをぜひやってほしいという請願が出ていまして、厚生常任委員会で継続審議されている内容です。まさしくそれに合致する内容でもあり、どうこたえるかということで、検討していただきたいと思います。

とりわけ、この事業は、今29あると言いましたけれども、半分くらいは保健所が取り組む課題が盛り込まれております。保健所の方では、この介護予防、介護保険でかかるお金を減らすためにこっちにお金を出した、こういう中身ではないかと思いますが、これを大いに利用するという方向で、どういう計画を進めているのでしょうか。

○（保健所）保健課長

保健所においては、老人保健法の事業と一体的に実施することになっております。現事業の中で一番関連のあるところは機能訓練のB型、それから家族介護教室に当たろうかと思いますが、当然、それは拡大の方向で進めております。順調な方というか、小樽市は高齢化が非常に高くなって進んでおりますので、そのためには、今までの手法ではなくて、新しい手法の中の健康予防というか、予防事業を今検討しております。

○中島委員

在宅で暮らす方々の援助の事業が非常にたくさん入っていますね。在宅介護者ヘルパー受講支援事業とか、痴呆で、はいかいする方の支援サービス事業とか、成年後見制度、ご自分で判断できない方々のための事業とか、こういう寝たきり予防対策も含めて保健所の課題だと思うのです。似たような事業が多分いろいろあると思うのですが、これを、どうやって、いつくらいから始めようかという、そういう計画なしには進まないと思うのです。

今年は、一つだけ転倒骨折予防ということで取り組むようですが、進めていくための準備というか、計画というか、そういうものはどうなのでしょう。

○（保健所）保健課長

確かに、この中のメニューは、保健所に関する課題が多いと思います。

さきほど検討中ということを含めてお話ししましたが、今年にかけて高齢保健福祉計画の見直しの時期なものですから、その計画の中に、今のメニューに関して具体的に載せていきたいと思っております。

○中島委員

さきほどお話ししたとおり、高齢化の小樽で在宅を重視する方向であれば、当然、積極的に活用すべき課題が多いと思います。ぜひ多くの事業を積極的に取り組まれるように、とりわけ市民要望の高いところについては、重点的にお願いしたいと思います。

◎福祉医療助成制度の所得制限について

次は、議案第43号、福祉医療助成制度の所得制限についての質問をいたします。

これは、私が資料を要求いたしまして、皆さんのお手元にも届いていると思います。受給者の推移と、それから、それぞれの所得制限の状況、見込み数、影響額、初診時の一部負担金という形で出しております。

このとおり所得制限を実施したら、その影響額は、医療費、初診時の一時金、それぞれ小樽市全体でどういう影響を受けるのか。合計では、今年度どういう額になるかということをまずお答えください。

○委員長

中島委員に申し上げます。もう時間が来ております。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

小樽市福祉医療助成制度におきまして所得制限を実施させていただきたいということですが、所得制限をこのとおり実施いたしましたときの影響額についてです。医療費、いわゆる扶助費の部分ですが、渡しました資料のとおりですが、重度が1,079万、母子が506万、乳幼児が195万、合わせて1,780万です。それから、これらについて、一般財源の市の持出し部分についての影響額ですが、重度が496万4,000円、母子が340万2,000円、乳幼児が89万7,000円ということで予算別に試算しております。

それから、初診時の一部負担金の部分ですが、これは今回、条例も、予算の中にも入っておりません。今後、この初診時一部負担金につきましても、患者の負担にしていきたいということで検討していきたいという考えがありますけれども、ちなみに、これも10月から、所得制限を導入し、一部負担金を廃止したとした場合には、資料にあるとおり、3事業合わせてですが、1,580万ほど影響があるというふうに見込んでおります。

○中島委員

済みません。もうちょっとで終わります。

そうしたら、福祉医療助成制度の重度の医療対象者、これはどういう方々を対象にしているということか、説明してください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

重度以上の資格要件についてですが、身体障害者手帳の1級、2級、それから、3級の内部障害の方です。内部障害というのは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、それからH I V・後天性免疫不全症、これらの障害がある方です。それから、療育手帳のA判定を受けていらっしゃる方、それから、重度の知的障害と判定された方、以上、重度とはおおむねI Qが35以下の方です。それから、肢体不自由とか、ろうあの方では合併症があるというような場合は、I Qがおおむね50というふうな方を対象にしております。

○中島委員

どちらも大変な障害をお持ちの方が適用されているということですね。

この制度は、いつから開始されて、そもそもどういう目的で始まったものでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

これは、3事業、重度と母子と乳幼児ですが、少し時期がずれている部分があります。乳幼児は、昭和48年の4月1日から市の単独事業という形でスタートしています。重度、母子の部分については、道が48年10月にこの制度をつくったということで、この時期から始めまして、乳児の部分だけは半年先行した形で実施しています。

それから、目的についてですが、それは、3事業とも医療費の一部を助成することによりまして、保健の向上を図り、福祉の増進に寄与するという目的で設けられているものでございます。

○中島委員

いわゆる社会的弱者の皆さんに、医療費の軽減をして、生活安定のために導入された制度ですね。なぜ、今、所得制限を導入するのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

北海道の医療給付事業でありますけれども、昨年の10月から所得制限を導入しております。重度、母子、乳幼児それぞれ国の各種手当ということで、特別障害者手当であるとか、児童扶養手当、そういったものを準拠しながら、所得制限を入れたり、それから、補助率の引上げについても、実は平成12年度から10分の6であったものを、5年かけて10分の5、半分にするというようなこと。それから、国の老人医療の仕組みの変わりにありまして、もともと重度の部分の、いわゆる障老と言われる70歳以上の障害のある方、これらの部分の医療費の持ち分が大変多くなってきておりまして、昨年10月に道が実施した部分で、市も本来であれば入れたいという中で1年経過を見てきているわけなのですが、いかんせん大変苦しい市財政の中で、これ以上の市の持出しというのはなかなか難しいということから、今回、今年の10月から所得制限を採用させていただきたいというふうに考えております。

○中島委員

財政が厳しいから、こういう方々の援助をいっぺん検討する、簡単に言えばそういうことですね。

平成7年に、小樽市中心身障害者実態調査というのをやって、小樽市の障害者計画の後ろにとじてあります。この調査のときに、身体障害者の方は、年金、手当てなどの増額や税負担の軽減など、所得保障の充実を図ってほしいというご意見が最も多数だと記録してあります。

障害を持って生きるということは、医療と切っても切れない関係にあります。収入のあるなしにかかわらず、障害を持って生きることの困難というのは、推察に余りあると思います。母子家庭も年々増加しています。厚生省の平成10年調査で、95万人を超えています。私は、小樽の福祉センター前の母子相談室に聞いてみました。2月には69件の相談があって、一番多いのは、母子家庭になったらどうやって生活するのか。とりわけ、授業料や入学金の貸付け、子どもの教育のためのお金の相談が多いのです。こういう母子家庭の皆さんの実態です。更に、かつてない経済悪化の時期で、仕事がない、どうやって暮らしていくか、こういう保護が一番必要な時期に、一般財源削減のためにこういう対応をする、これが適切なことでしょうか。

市長は、応分の負担と言いました。今年の10月には、札幌で障害者と市民の方が交流する第6回DPI世界評議会が開催されるのです。障害者施策として後退するこういう中身を実施するというのは、大変恥ずかしいのではないかと。私は、こういう所得制限の導入は改めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長

一定の所得以下の方々には、従来どおり適正な適用があるわけでございまして、応分の負担と申しますか、一定額の所得がある方には、やはり応分の負担をいただきたいというふうに考えるわけでございます。

○中島委員

終わりますが、これから児童扶養手当の改悪の問題や、更に厳しい状況がいろいろ計画されています。そういうこともあわせて、引き続き、厚生常任委員会でも質問していきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時50分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

○成田委員

◎小樽病院における院外処方の問題等について

調剤薬局の雇用問題等でお伺いいたします。

小樽市内の調剤薬局店の店舗数と薬剤師はどのくらいいるか、教えてください。

○（保健所）総務課長

市内の薬局数でございますけれども、85件で、その薬局にお勤めの薬剤師さんですけれども、私どもが掌握しているのはおおむね 150名ということです。

○成田委員

年間、調剤薬局店と店屋さんが扱う処方せんの枚数はどのくらいの枚数なのか。

○（保健所）総務課長

ただいまのご質問は、薬事法の法律に基づきまして、1年に1回の届出義務が薬局側でございます。

ただし、1日の取扱件数が40枚に満たない薬局につきましては、届出の義務はございませんので、40枚以上取り扱っている薬局件数で申し上げたいと思いますけれども、届出がありますのは49件でございます。年間取扱枚数ですが、平均で申し上げますと2万968件、1日平均に直しますと69.6枚ということになります。

○成田委員

1日の平均が69枚ということですね。

それでは、ちょっとお伺いしたいのですけれども、小樽市の国民保険と社会保険の中で、処方せんによって各調剤薬局の方から請求があると思うのですけれども、その枚数はどのくらいになっているのでしょうか。

○（市民）保険年金課長

国民健康保険の方だけしかわかりませんが、12年度1年間の合計でいいますと、調剤では年間33万4,787枚となっております。今、社会保険の方はわかりませんけれども、加入者の比率でいきますと、国保が7割で社会保険が3割くらいということです。失礼いたしました。これは、老人の方の話ですので、国保の世帯割合でいくと44%が国保加入者ですので、56%がその他、被用者保険ということになるかと思います。

○成田委員

そうすると、社会保険の割合は56%ではないわけですね。まだいろいろ保険がありますね。

それで、市から道の方へ請求を上げる保険というものもあると思うのですよ。生活保護だとか、結核だとか、特定疾患、そういう人たちのものも含めてわかりますか。

それと、福祉の方で扱っているレセプトの枚数というものもあると思うのですけれども、市の方でもわかりますか。

○（福祉）保護課長

生活保護の関係でございますけれども、うちの方で月で9,500枚請求が来るのですが、そのうち調剤が2,600枚となっております。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

まことに済みません。資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えができません。

○成田委員

大体の枚数もわかりませんか。頭に入っていないですか。

調剤薬局ですが、保健所からの指導という形であると思うのですけれども、1軒にレセプト何枚に対して薬剤師何人と、そういう基準があるのではないかと思うのです。その辺を教えてください。

○（保健所）総務課長

病院における薬剤師の人数の関係でございますけれども、医療法の施行令によりまして、前年度における平均入院患者数を70で割った数と、それから、前年度の外来患者さんに取り扱った処方せん数を75で割ったものを足し

た数が、病院における薬剤師の人数の計算手法でございます。

○成田委員

これは病院の数ですね。病院の入院患者に対しての割合と。だから、調剤薬局の方の割合はどうなっているのか。

○（保健所）総務課長

薬局における薬剤師の人数の方でございますが、これは薬事法の法律に基づきまして、1日の平均取扱処方せんが40までで1としております。

○成田委員

それでは、1日40枚のレセプトの扱いが1人という割合ですね。そうすると、扱い枚数が40枚以上のところで、薬剤師が適切に扱われているところと、適切でないところがあると思うのですけれども、その辺で保健所が指導しているということはあるのでしょうか。

○（保健所）総務課長

調剤薬局に関しましては、薬事法の法律に基づきまして立入検査を実施しております。その中においては、届出どおり1日の取扱枚数40に対して薬剤師さんが1名いるかどうかをチェックしておりますが、特に不適切にやっている薬局はございません。

○成田委員

調剤薬局では適正にやっているということですね。

それで、小樽病院の方へお伺いしているのですけれども、何回も特別委員会でも話をしているのですが、同僚議員から空回りにならないような質問を下さいということでした。

それで、現在、院内に薬局を開いているということで、院内の中では、処方方は医者の方からもらってきて、薬剤師何人体制で、何人の患者の枚数を扱っているのでしょうか。

○（樽病）事務局長

処方せんの枚数まではちょっと押さえておりませんけれども、平均的に申し上げますと、小樽病院に関しては外来が1日1,200人くらい来ております。1人で複合の方もいますけれども、その中で処方せんの枚数的にいくと、だいたい500枚から700枚です。それプラス入院ですけれども、入院はちょっと表に出ておりませんので、現状はわかりません。

ちょっと資料を持っておりませんので、詳しい枚数は別途にします。

○成田委員

薬剤師は何人くらい配置しているのか。

○（樽病）事務局長

小樽病院では14名、それから第二病院では6名、合計20名の正職員の薬剤師を配置してございます。

○成田委員

小樽市立病院は14名ということですね。外来が500から700の枚数で、入院患者がその中に加わっているのですね。そうすると、1人の薬剤師が扱う患者数というか、枚数というのは適切でしょうか。保健所の方では、適切に扱われていると考えているのでしょうか。

○（保健所）総務課長

小樽病院の方の薬剤師は、今、小樽病院事務局長の方から答弁した14名ということで、さきほど申し上げましたように、医療法の施行令の人数からしますとおおむね適切に配置されているというふうに考えております。

○成田委員

おおむね適切に配置されているということですね。わかりました。

この中で、服薬指導に回った場合、薬価差がどんどん下がっているために、薬を調合することの技術料を引いて

も薬価差というのはそんなに上がってこないと思うのです。その辺で、薬価差がかなり厳しい状態になっていくと思うので、それを服薬指導に切り替えることによって、薬剤師というのは生かせる部分が出ると思うのです。そして、医師が処方せんを書くことによって、処方せん料というものを新たにいただけます。病院の経営面から見れば、処方せんを書くことによって、処方せん料というものがいただけます。なおかつ、服薬指導することによって服薬指導料というものももらえます。薬剤師は、ほかに服薬指導をすることによって使い道ができます。そして、小樽の調剤薬局が店舗を開くことによって、経済効果も出るし、雇用対策にもつながっていくと思うのですけれども、それはどのような考え方でいるか、お伺いしたいと思います。

○（樽病）事務局長

今ありました服薬指導に関しましては、さきの特別委員会でもいろいろご質問がございましてお話を申し上げたのですけれども、今、うちの病院では400人余りが入院していますが、服薬指導を必要とする患者の数にも限界がありまして、単純に400人全部にするということにはなりません。今のうちの病院では、5－2病棟だと思うのですけれども、モデル的に試行しておりまして、47床くらいのベッドの中でこれができると思ったら、現行からいくとほんの1けた台です。

その一つは、今、議員からありましたように、うちは調剤薬局を院内に持っておりますので、外来のいわゆる調剤で今のところは手いっぱいです。それで、現行の体制では、これ以上、服薬指導には回すことができないということが一つあります。それから、うちの病院は、外来に関してもそうなのですが、小樽病院では複合受診とかいろいろございまして、特に入院患者の服薬指導では、今言ったことを考えております。

それから、第二病院におきましても、いわゆる入院病棟の数からいったら、精神科が一番多いわけですから、それに対しての服薬指導というのはそうあるわけではない。ですから、将来の経営を補うときの有効な手だてになると思いますけれども、現行、院内処方で行っている中では、これ以上に服薬指導を積極的に伸ばすということにはならないと考えております。

○成田委員

今、服薬指導の件で言われたのですけれども、経済効果の場合は病院では考えていませんか。

事務局長にいきなりこうして言えというのは厳しいかもわかりませんが、調剤薬局に展開させた場合に、経済効果だとか、雇用対策にもつながっていくと思って僕は言っているのですよ。その辺は、局長としてどう考えているか。

○（樽病）事務局長

院内処方という話がございましたのでお話し申し上げますと、ちょっと長くなりますけれども、院内処方というものがなぜあるかといいますと、やはり患者サービスにどう貢献できるかという観点、特に市立病院としてはそういうことを考えていかなければなりません。現行制度からいきますと、院外処方にいたしますと別に料金を取られるわけですね。小樽病院みたいに総合病院であれば、2科、3科を受診しても同じということがありますので、院外処方にしたときの患者負担がかかる問題をどう処理するか。

それから、今、現行の小樽病院、第二病院もそうなのですが、医師の処方せんが手書きになってございます。手書きということになりますと、特に、先生方はいろいろ癖のある字でございまして、たまたま院内であるから薬剤師が処方せんをつくれるということがありまして、院外処方をやっているところは、コンピュータ化していけばそう問題はないと思うのです。

それから、もう一つ、病院の経営で考えると、逆照会ということもございまして。例えば院内処方の場合には、病名を書かないで出しておりますから、その処方せんに基づいて薬を出すのですけれども、小樽病院でいけば、この病名だからこの薬で副作用はどうだというお話はできるのですけれども、院外処方ではなかなか難しいものですから、逆照会をする。逆照会をすることによって、調剤薬局は収益が上がりますけれども、うちは、結局、手間ばか

りがかかるということもあります。

ですから、委員のご指摘の雇用拡大という視点からいきますと、これは厚労省の動きもありますので、これからの近い将来に院外処方に行くと思いますけれども、今現在、小樽病院では、今申し上げました課題もありますので、院内の薬事委員会の中に院外処方の採用に関する小委員会を設けていまして、今言った大きな課題についても整理していきたいと。

それから、雇用の確保といいますと、いろいろな要素があります。さきほど保健所の総務課長が申し上げました配置基準も、調剤薬局さんと違いまして、うちの場合は、さきほど来、申し上げているように、急性期の病院ということでやっておりますと、平均在院日数の問題とかいろいろ課題もございます。小樽病院が院外処方をやることによって、調剤薬局の雇用は拡大するかもわかりませんが、逆に申し上げますと、うちの薬剤師についてどう効率を考えて配置をするのか、それから、患者サービスに重きを置いて配置するのか、いろいろ課題もあると思いますので、今後、今言った院内の小委員会で十分検討していきたい、このように考えてございます。

○成田委員

事務局長からいろいろ話をされたのですが、やはり、どこの病院も、お医者さんの処方せんの書き方でかなり苦勞したそうです。そして、勉強会を重ねたそうです。勉強会を重ねて、クリアして、1か月から2か月かかるそうですが、小樽病院もやるとなったときには、その辺はクリアできると思うのです。癖だとか、そういうものは、全部コンピュータで制御できて、きれいにクリアできるという話は聞いています。

ただ、服薬指導の中で、小樽病院の入院患者に対して服薬指導が徹底できないと。患者さんの中身の問題だと思うのですが、服薬指導できない患者さんというのはいらっしゃると思うのです。そういう患者がいるがために服薬指導ができないということであれば、やはり改善していかなければならない部分だと思います。

外来の患者さんに対しても、患者サービスという面から考えた場合に、先日、中島委員も言っていましたが、ほかの病院では、調剤薬局で薬に関して患者に全部説明をします。1か月に1回、必ずそういう説明をすることが義務付けられていると思うのです。

小樽病院の外来患者は、この薬の使い方を教えてくださいと言わないと教えてくれないのです。これは、必ずしも患者サービスだと思っていない。皆さんは、調剤薬局に出入りしている方が多いと思うのですよ。小樽市内の患者さんは、処方せんをもらって、調剤薬局に行くと、薬の扱い方だとか、飲み方だとか、この薬はこういうものに効きます、これとこれは服用してはだめですということでは、必ず指導を受けて薬をもらっているのです。

小樽病院に行くと、それがないわけなのです。それで、患者さんは不安がるのです。そういうことが、調剤薬局の中で、小樽病院にかかったから小樽病院からもらいますと。よその病院でかかった場合には、1か所の病院で薬手帳というのをもらいまして、どこの病院からこの薬、どこの病院からこの薬というように全部一括されて整理されている部分があるのです。そこで、整理されてくると、処方せんを書く先生が、この薬とこの薬は合いません、副作用が起きますからと、そういう指導もしてくれるわけです。そういうこともありまして、調剤薬局というのが必要ではないかと。

そして、皆さんは調剤薬局でそういう指導を受けてきていますので、慣れてきているのですよ。患者さんも、確かに費用もかかります。費用もかかりますけれども、患者さんはそういう面ではすごく利用度が高いというか、それで皆さんは使うわけなのです。どこの病院も、大きい病院はほとんど院外処方になっています。小樽病院も、その辺を考えて、患者サービスにもつながっていくようなシステムに変えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○（樽病）事務局長

調剤薬局の対応は、いろいろあるのでしょうけれども、今、委員がご指摘のものについては、調剤薬局で指導料をとっているわけです。うちの病院では、さきほど申し上げましたように料金はいただいておりません。その代わ

り、薬の副作用とか、いろいろ複合受診をしていますので、そういったようなことについては、ちょっと後ろ向きかも知れませんが、薬に対する説明、こういったものについてはきちんと用意しています。ですから、そういう点では、料金負担をしてもきちんと説明を受けたいのか、そういう患者さんのニーズといいますか、そういうものがあるのではないかと。

それから、今の関連もあるのですが、意外と、院外処方のメリットというのは、医療事故防止とか、薬の副作用防止、こういったことが大事なことだと思うのです。それは、いわゆるかかりつけ薬局、どこの病院に行こうとも薬はここからもらいますとなると、いわゆる副作用の問題とか、そういうことがありますので、できる形としては、やはり近場にそういうかかりつけ薬局を持っていて、どこの病院にかかろうとも、薬はそこからもらう、これが理想です。

ただ、今、小樽の現状を見ますと、おしかりを受けるかも知れませんが、いわゆる名分業、正しい分業になっていなくて、門前薬局ということになりますと、小樽病院で薬をもらうのがいいのか、小樽病院の1メートル先に行ってもらっていくのがいいのか、いろいろあると思うのです。

ですから、今申し上げましたように、院外処方というものは、病院の経営だけを考えるのではなくて、患者サービスとかもろもろのものを考えていかなければならない。ただし、今言ったように、厚生省のそういう診療報酬上の誘導といいますか、それもございますので、私どもも、できない、しないということではなくて、ほかの委員からご指摘を受けたことがありますけれども、しなければならないと。そういったことでは、今、院内でいろいろ協議してございまして、正しい院外処方の在り方といいますか、期待する部分もありますので、ぜひまた関係者ともお話をしてみたいと思っています。

○前田委員

◎小樽病院について

それでは、引き続き、病院について質問をさせていただきます。

通告はしていなかったのですが、だいたい、事務局長は、答弁は大丈夫だと思いますので、引き続きやります。

小樽病院は、どこかの全国的な病院の団体というか、そういうものに加盟されているのですか。ちょっと具体的な名称というか、それをちょっと教えてください。

○（樽病）事務局長

一つには、全国自治体病院協議会というのがございます。これは、日本全国のいわゆる公立病院による自治体病院協議会というのがございまして、それには入っています。

それからもう一つは、それとはちょっと違うのですが、全国自治体病院のほかに公立病院連盟というものに入っていて、一応、病院としてはその二つに加入をしているということになります。

○前田委員

全国自治体病院協議会というのですか、これに入っていると。それから、これは全国公私病院連盟というものもあるでしょう。こういうものには入っているのですか。

○（樽病）事務局長

今、大きく分けて三つです。全国自治体病院協議会、公立病院連盟、それから今言った公私病院連盟です。

○前田委員

それで、今の全国公私病院連盟から、最近、病院の経営状況、これは地方自治体、公的、私的全部含めて、経営に関する状況調査の報告が出されている、このようにお聞きしているのですが、これらの病院経営の実態、経営の関係だけについて、私の質問事項がなくなってしまうので、経営に関係したことだけについてちょっと

お聞きしたいと思います。

○（樽病）事務局長

委員のご質問している趣旨がちょっとわからないのですが、12年度決算がちょうどできましたので、要するに、自治体病院の置かれている現下の医療情勢がいろいろございますので、大変経営が厳しいということで、全国の病院からいくと70%くらいがまだ赤字病院と。更に、このたびの医療制度改革といったもので、病院としては非常事態だということで、この3連盟とも、そういった趣旨での論評を載せてあります。多分、委員がご指摘の記事については、そういうことが載っているのではないかと思います。

○前田委員

そうなのですね。全国の病院の関係で、赤字経営の割合は全体で66.1%、自治体病院は88.7%、公的病院は40.2%、それに比べて私的病院は33.9%ということで、見出しは自治体病院の9割は赤字というふうになっているのです。

そこで、これを引用させていただきまして、ちょっと質問させていただいているのですが、平成14年度の病院会計へは、一般会計からは幾ら拠出されることになっているのかと、ということなのです。

一般会計から繰り入れられる補助金と負担金の金額、またその使われ方について説明をしてください。

○（樽病）総務課長

14年度の一般会計の繰入れの内容なのですが、総額は約14億円になってございます。中身につきましては、地方公営企業法の繰出基準というのがございますので、それに基づいて一般会計からいただいているということでございます。内容につきましては、まず、救急医療に関する費用、それから、リハビリ医療、結核病棟、これが大きいものでございまして、人件費としては、企業債利息の元金の3分の2とか、利息の補てん、それから企業債の元金の補てん、これが主な項目でございまして、それらの費用に一般財源からもらったものが歳出として費用に充てられています。

○前田委員

遠いので、大きい声で答弁してください、聞こえません。

それで、この報告では、経営状態を100床当たり、こういったことでちょっと見ているのですね。平均収支で割り返すと、差引き790万円の赤字、こういうことになっているのです。小樽病院の場合は550床ということになっていますけれども、790万ということで、これは平均のことですが、これを小樽病院に当てはめて割り返してみるとどういう数字になるのか、ちょっとお聞かせください。

もう一度、報告では、経営状態を100床当たりの平均収支で見ると、平均収益は1億3,599万円、費用は1億4,389万円で、差引き790万円の赤字となるとなっているのですよ、これは平均だと思います。だから、小樽病院の場合はどうなるのか。黒字が出ているのなら、100床当たり黒字だ、何万何千円黒字だと報告してもらえばいいし、赤字であれば何千何百万の赤字だと、そういうことです。100床当たりで割り返すとどうなのですかということですよ。

全体でも割れば同じことになるのか、どうなっているのかなと。

○（樽病）総務課長

今の報告は、日本経済新聞だと思います。

小樽病院は、従来どおり収支ツーツーということでやっていますけれども、ここで作っている損益で見ますと、14年度でも2億4,000万円の赤字になりますので、2億4,000万を100床で割るとその額になるのかなと。

○前田委員

100床ではないでしょう。

○（樽病）総務課長

540床です。そして、掛ける100床と。そうすると、100床当たり4,400万くらいの赤字が出ます。

○前田委員

4,400万、平均で言うと790万ですから、相当な数字の開きが出ているのですね。そういうことになります、こういう経営実態だと。小樽病院の経営実態は、全国的に比較してみると、片や790万平均で、小樽病院は4,400万、5倍からの差額が出ているということなのです。そういうことをお聞きしたかったのです。

それで、これも似たような質問になってしまうのか、補助金額を100床当たりで平均すると、公的病院が240万円、私的病院は80万円、これに対して自治体病院では1,859万円というふうに報告されています。そこで、小樽病院ではということになるのですけれども、100床当たりの補助金関係は、小樽病院では平成13年度はどうであったのか、平成14年度はどうなるのか、これについても教えてください。

悪いけれども、これは日本経済新聞に出ていた話なのですよ、だから、最近の話なのですよ。

小樽病院は計算されていないのですか。

○（樽病）事務局長

申しわけございませんけれども、今、総務課長から申し上げたのは550床のベットを、実働ベットの違いもありまして、一概に比較はできないと。

ただ、数字的なことについては、確かに日経に出て、私は見ていませんで、ちょっと数字的なことはこの場で言われてもお答えできませんけれども、少なくとも13年度決算、14年度決算では、結果的には単年度収支の改善しておりますので、今、日経に出ているような大きな単位といいますか、さきほど申し上げた数字はちょっと違います。

○（樽病）総務課長

さきほどの4,400万というのは、小樽病院だけの数字でありましたので、二病が350ありますので、890床で割りますと1床当たりが27万ですので、かける100ですから、2,700万円、100床当たり2,700万円ということになります。

それからもう一つは、一般会計からの繰入れのことなのですけれども、これは、今1億4,000万円もらってございますので、1床当たりで割りますと、約16万円ほど一般会計から繰り入れていただいています。

繰入額は、13年度も大体同じ額でございますので、約15万ほど、14年は今お話ししましように15万7,000円の繰入れですけれども、そういう数字でなので、だいたい同じくらいの数字が一般会計から1床当たりでもらっているという計算になろうかと思います。

○前田委員

私は頭がよくないので、何かぐちゃぐちゃで整理がつきませんけれども、それはそれで、議事録を起こせば、数字は出てくるでしょう。

それで、自治体病院は、私的病院と違い、市民ニーズによって不採算部門をあわせ持たなければならないという宿命はあるものの、依然として、赤字部門、また赤字の原因の精査が余りなされていないのではないのかなというふうに私は思っているのです。

そこで、平成14年度4月1日以降、予算審議されていますけれども、これらの諸課題にどう取り組まれるおつもりなのか。具体的目標、具体的取組についてお聞かせください。

今の赤字の部分も含めて、恐らくそういうことを考えられていると思うので、そういうことです。

○（樽病）事務局長

14年度予算を今議会にお願いしているところでございますけれども、ご承知のように医療制度改革がございまして、この影響というのがまだ現時点では、薬価の部分だとか、細かい精算はできませんけれども、かなり厳しい状況にあります。そういった中で、例えば外来患者数、入院患者数、これをある程度努力目標的に掲げまして、13年

度決算の数字に上積みをして、基本的には収支のバランスを図るということでやっております。

それから、14年度の改善目標というのは、特別委員会でもご審議をいただいたのですが、今の小樽病院、第二病院が数値目標を上げて経営改善ができるというのは、もう限られている状態でございます。そういった中で、職員の意識改革をして、病院が市民の方に選ばれるといいますか、何かあったら小樽病院でよかったということしかないものですから、今、私どもは接遇の改善に全力を挙げて当たっております。

数値目標的なことは、従来から言っているとおり、平均在院日数は今25日ですが、何とか20日くらいに下げると。入院外来比率を1.5以下に下げるとか、数値的な改善目標はありますけれども、いかんせん病院ですから、目標を掲げても、それについていくかとなったらなかなか難しい要素がありますので、今言いましたように、何とか患者サービスの向上ということを含めながら、ソフトの部分についてはそういうことで接遇の改善をしていく。それから、ハードの部分については、老朽化が著しくて大変ご不便をかけている部分がございます。そこで、院内にそういうことに対する検討部会をつくりまして、いわゆる患者サービスの向上に資するための病院の改修といいますか、そういったことについて、予算との関係もありますけれども、この14年度は、ぜひ手をつけていきたいということで考えてございます。

○前田委員

それで、病院事業管理者という言葉があって、これらの方に人事や予算権限を持たせるというような仕組みがあって、取り込まれている自治体もあるやに聞いておりますけれども、この病院事務管理者についてわかりやすく、かみ砕いて聞かせてください。

○（樽病）事務局長

病院は、地方公営企業法を適用してございます。卑近な例を申し上げますと、例えば小樽でいえば水道局がそうなのですが、公営企業法全部適用という部分でございます。ここにつきましては、公営企業管理者は水道局長であります。病院事業につきましては、この公営企業法の一部適用、いわゆる財務規程だけを適用するということでありますので、今、委員がご指摘の病院事業管理者というのはおりません。いわゆる財政の運営とか、権利とか、そういうことについては財政部分の一部適用ですからありますけれども、全国自治体病院では余りありませんが、いわゆる公営企業法の全部適用をして、病院に事業管理者を置く、そして、その下に院長とか、職員を置くところもございます。つまり、うちの病院は、今言っているように一部適用です。今そこで言っている全部適用というのは、水道局みたいな形になって、公営企業管理者を置いて組織をするということでございますが、小樽病院は、今、一部適用で、財務規程だけを適用しているということでございます。

○前田委員

一部適用は今されていると。全部適用というのは、仕組み的にできるのか、できないのか、どうなのですか。

○（樽病）事務局長

これは、公営企業法からいって、議会の議決をいただければその可能性はあります。

ただ、さきほど来、申し上げましたように、何でもできるわけではなくて、ずっと見ますと、やはり経営状況が良好だとか、独立採算に徹し切れるかどうか、そこが一つ判断の材料になると思うのです。

それから、管理者というのは、病院長になっている場合もありますし、事務屋になっている場合といろいろなケースがございますけれども、今、全国の状況を見ますと、今言っているように経営改善がある程度できて、いわゆる独立行政法人と同じような形なのですが、院長、理事長がリーダーシップを発揮できるということでは、全部適用した方が、運営だとかその他について責任がかかりますけれども、スピーディーに事を進められるということでは利点があると思います。

○前田委員

今の答弁の中に含まれているのかなと思いますけれども、仮に議会で承認されてそうなった場合に、市民にとっ

てどういうメリットがあって、管理者はどのような責任を負わなければならないのかということについて。

○（樽病）事務局長

市民にとってというのであれば、今言ったように、病院で例えば患者さんとトラブルがあった、あるいは、クレームがあった、何かがあったときに、いわゆる病院の責任者が権限移譲されているわけですから、そこで即決といいますか、即断できます。今の場合ですと、本庁にお伺いを立ててということになりますけれども、公営企業法全部適用となりますと、場所は別としまして、いわゆる企業管理者が病院にいるわけですから、そういった意味ではスピーディに、院長のリーダーシップといいましょうか、それもありますけれども、物事としてはスピーディにいくのだということでは、そういった意味では市民に還元できる要素というものはあります。

○前田委員

わかりました。

言いたいことは、今までも言われていることですが、自治体病院の場合に、要するに経営責任のことなのですが、よく所在があいまいだというふうに言われているのです。

病院設置者、開設者は市長になのですね。だから、市長に責任があるのかというふうになると、まさか市長が毎日病院に行って金庫番をしているわけではないのですから、やはり、実際問題としてだれにあるのかということなのです。現状の今の小樽市立病院の問題として、高木局長にあるのか、院長にあるのか、総婦長にあるのか、だれにあるのか、この所在があいまいだし、議論もされていないし、わからないのですね。

だから、私にあるのですという人がいるのであれば、手を挙げて言ってもらいたいし、そうでないのであれば、だれかにあるのだよと教えてもらいたいですが、いかがですか。

○（樽病）事務局長

病院の場合は、病院事業条例というものがございまして、一つには、設置目的が市民の健康保持に必要な医療を提供するというところでございます。その中で、経営の基本ということでは、病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するというので、その後に職員ということで市長以下のことを書いてございます。したがって、今、委員がおっしゃるいわゆる経営責任となると、開設者である市長だと思ふのです。我々病院職員は、院長は、いわゆる医療面においての責任をきちんと果たし、事務方は今言った公営企業法の一部適用、財務規定の適用をしておりますから、そういった意味を持ちますので、全体的なことを言うと、やはり市長が開設者ということでございますので、こういった意味の経営責任とは別といたしまして、最終的には開設者が市長でありますので、市長になるというふうなことで考えています。

○前田委員

いろいろ説明されましたけれども、最終的には開設者である市長が責任者だと。市長はここにおられませんけれども、市長の口からもそういう具体的な説明は聞いたこともないです。

今、問われているのはそういうことだと思うのです。その部分を、はっきりしなければ、今言われているように、新しい病院をつくる、統合・新築問題という問題もなかなか展開されていかない。やはり、巨額のお金を投資するわけですから、やって失敗したということで、おれは知らないということであれば、これはまた困る。はっきり言って、とんでもない話です。

みんなで言い逃れしているとしか、本当に僕はとれないのですよ。おれに責任があると、勇気のある人がいればいいのですけれども、それと、さっきのように管理者には私になる、議会で何とか通してくれというような人がいるのであれば、議会でも、そういう人がいるのであれば検討してみるかということになるでしょうけれども、何ら、その辺の展開がされていかない。

市民は、やはり新しい病院を期待しています。早くつくってほしいという声はよく聞きます。この辺は、私も、議員としてはっきりしていけないと、これはなかなか進めていかれる話ではないのではないのか。これは、お金のか

かる話ですからね。払わないでいいのであれば、垂れ流しでいいのであればいいのですが、そうはいかないとするならば、これはどういうことになっていくのか。

やはり、もう一度、ここで結論を出せとは言いませんけれども、この辺を含めて、今日は病院長は来ていないのですね。これは、局長ですね。

○（樽南）事務局長

経営責任ということになりますと、一義的には、病院長は市長の命を受け事業をやっているわけですから、そういう段階があると思います。

私がさきほど申し上げたのは、事業条例からいって市長が開設者ですから、いわゆるよその部と市長との関係ではなくて、病院事業の場合については最終的に開設者ということになりますけれども、現場的に言うと、院長が市長の意を受けて経営するということですから、今言っている特に経営責任に関しては、いわゆる病院長以下、病院職員だと思うのです。それが一つあります。

それから、今、委員のご指摘の趣旨がちょっとよく理解できないのですけれども、確かに、通算でいきますと44億円という累積を抱えておりますから、そういったことについては大きな課題を含めておまして、この12年度決算、13年度はまだですが、少なくとも、今、委員がおっしゃいました新築・統合という課題に向けては、選挙公約で出て以来、懇話会なり、経営診断なり、経営改善なりに努めてきまして、12年度決算ではいわゆる不良債務を4億円ほどで解消してございます。13年度は、大きいことは言えませんが、現時点では、まあまあ収支バランスを何とかとれるなというところです。今、委員からご指摘がありましたけれども、我々は、この新築・統合というものに関しましては、今言っているようなことで、経営改善も含めて、市民の皆さんの信頼を得るように努力をしております。

ただ、トータル的に言うと、残念ながら44億円という一般会計から借りた分がありますので、これを一般会計とご相談して何とか解消しなければなりません。現行からいくと、いわゆる経営責任というと大変重い言葉ですが、少なくとも病院経営に当たっては、この一、二年は、そういった意味では、まだおしりをたたいたりしていかなければなりませんけれども、そういう点では、何とか市民の負託にこたえてきています。

ただ、まだ十分とは思っていません。そういう意味では、今、委員から強いご指摘がありましたけれども、引き続き、さきほど申し上げましたような接遇改善だとか、そういったことで、市民の皆さんに信頼される病院づくり、こういったものについて努力していきたいと思っています。

○前田委員

意味がわからないというような趣旨の答弁もあったのですけれども、それで、言いたいことは、病院特別委員会でもいろいろ議論はされてきていますが、新しい病院をつくるに当たって、当然、今私が言いましたように、欲しいという市民も大勢います。しかし、はっきり言うと、逆に、これ以上、市民負担が増えてくるのであれば、要らないというか、なくてもいいと言う人もいます。そういう異論を持っている市民もいるのです。

だから、経営責任を明確にする、できる、とれる、こういうことははっきりさせないと、私たち自民党も、その方向に進んでいくためには、やはりその辺をきちんとはっきりしてもらわないと、なかなか押せないというか、押しづらいというか、そういう部分も出てくるのですよと。

だから、やはり、理事者側の方で、そういう部分を常に明確にして、私が責任をとる、新しい病院を協議してくれ、どんどん進めてくれ、何年何月には開院させよう、こういう運びになっていくわけです、そういう部分がはっきりすると。それを、だれが責任をとるのかわからないけれども、病院の議論だけされている、そういうことなのです。

だから、市民の中では、何々病院に任せた方がいいのではないかと、年間3億なら3億くらいの負担金、補助金出して、それでもってやってくれる病院があるのなら、そういう病院に頼んだ方がいいのではないかという意見

を、私どものところに言ってくる人もいます。そういう人もいるから、こういう質問になっているわけなのです。

このことについて何かご意見があれば、これで終わります。

○（埴病）事務局長

ちょっと繰返しになりますけれども、新築・統合に向けては、委員がご指摘のとおり、特別委員会でいろいろな議論もされておりますし、二、三日中に、いわゆる新しい病院の整備方針も両院協議会で決めまして、基本構想づくりに励んでいるところでございます。

それから、経営責任をいろいろ言われましたけれども、決して我々に経営責任がないとかあるとかではなくて、やはり日々、診療している中では、院長の下に一致団結して患者対応をし、病院経営に対して考えていかなければなりません。表ばかりで、この件についてはいろいろありますけれども、基本的には市立病院ですから、市民の皆さんの負託にこたえるということが趣旨であります。

それから、新築・統合についてもいろいろお話がございましたけれども、特に自民党さんからは、市立病院の統合、新築構想の推進ということで要請をいただいておりますし、従来も、特別委員会の中で、経営改善についてもいろいろご指摘をいただいておりますので、引き続き、そういった意味では経営改善に努めて市民の皆さんの信頼を得たい、こういうぐあいに考えております。

○前田委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

市民クラブに質疑を移します。

○松本（聖）委員

よろしくお願い申し上げます。

◎ごみ収集の委託について

まずは、環境部にお尋ね申し上げます。

平成14年度の予算に、ごみ収集車の購入費ということで新規購入をされるということになっておりますけれども、これは、数年にわたって債務負担をしております。

ところで、これは、1台お幾らするものなのでしょうか。

○（環境）管理課長

およそでございますが、1,300万円程度だったかと思います。

○松本（聖）委員

私は、平成11年7月の厚生常任委員会、随分、前の話になりますが、ここで、ごみ収集の委託について質問させていただいております。そのときのご答弁によりますと、直営が13台、委託が10台、この比率といいますか、この台数を堅持していくのだと。その根拠は何かというと、組合との労働協約があるから、これを守らなければいかぬのだという当時の環境部長のご答弁をいただいております。これに間違いはありませんでしょうか。

○（環境）管理課長

ただいまの労働協約の関係でございますが、当時、一種の労働協約という場合かと思います。このし尿部分を全部委託したのは平成7年4月でございますので、この前に組合との協議をしたと。この労使の協議の中で、交渉協議項目としてやりとりをしまして取決めをしたというものでございまして、書面としての協約書があるかということになりますと、それはございません。一応、その労使協議の中での決定事項というところでございます。

○松本（聖）委員

同時に、人事政策上、難しい課題が幾つかあると。確かに難しいのでしょうか、生首を切るわけにいかないですし、大変な問題を抱えておられることはよくわかります、ごみを取り巻く環境もいろいろ変わってきて、人のやりくりも大変なのだという事もわかります。

しかし、市の今のひっ迫した財政状況を考えまして、委託できるものは委託していった方がいいのではないかと私は思うわけですが、そのときの委託費と直営との単位当たりの原価は、3倍近い開きがあるわけです。当時で1万8,785円、これは直営での処理単価です。委託では7,029円、こんなに違うわけです。ましてや、そのときに同時に質問しておりますが、パッカー車というのはだいたい10年で更新していると伺っております。この時点でも、9年経過した車が2台、7年経過した車が2台あるという、平成11年当時の回答でございました。それに加えて、5年間のうちに定年退職する職員が環境部に6人いると。

こういうことを総合して、順次、更新の都度、委託に出していくことが、果たして当時の部長の言うところの人事政策上難しい課題なのかと言われたら、決して生首を切るわけでもない、新たに車を購入するであろう1,300万の費用も必要ない、小樽市にとっては、いいことづくめなのではないかと私は感ずるのですが、現部長としてはどのように考えていますか。

○環境部長

まず、ごみの収集車の10年という話については、14年度からは、まず10年のものを12年に延長しましょうと、こういうことで残したお話をしております。

それから、車の取替えといいますか、そのときに、したがって委託を増やしていったらどうかというお話ですが、けれども、車が廃車になったから委託の区域を増やすかどうかということは、ちょっと失礼な言い方になるのですが、適切かどうかというのは、ちょっと検討しなければならない問題があると思います。

ということは、さきほども言ったように、人事という方の制約ということで、例えば職員をどう配置するかとか、それから委託の業者の現況をどう見るのか、そういう課題がまず一つあります。

しかしながら、今、委員もおっしゃっているように、財政の厳しい中で事務事業の見直しということも市長の方から指示されておりますので、私としては、廃車がどうのこうのということではなくて、事務事業の見直しでまず効率のいい事務をやる、その結果、やはり委託の守備範囲を広げるとか、そういうことについては当然検討していかなければならない、また検討すべきだ、こういうふうに思っています。

○松本（聖）委員

平成11年当時の環境部長は、難しいのだと。それに加えて、これはなかなかできることではないのだという言い方でございましたけれども、時も過ぎまして、財政状況もその当時よりも更に悪い状況になって、現部長の答弁は検討していきたいと。かなり前向きな答弁に変わってきている。私は非常にうれしく思っております。

ぜひとも、近々、路線収集の委託に関してはご検討をいただきたい。再度、検討しますという回答をいただきたい。

○環境部長

ただ、近々というお返事ということですが、最終的には、広域の中間処理施設等々がありますので、それらの方向性というものを一つは把握しなければならないということがあります。14年度にはいろいろ検討していかなければならないと思いますけれども、それがすぐ15年度に反映されるかどうかということには、大変、申しわけありませんが、確約するわけにはいきませんので、ひとつその辺をご理解をいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

前向きな姿勢はよくわかりました。

◎ごみの中間処理について

次に、今、中間処理のお話が出ましたので、中間処理の話です。

中間処理と言えば、代表的なのが焼却処分です。今、せっせと新しい焼却場をつくるべく作業が進んでいるところであります。

そこで、今、問題としたいのは分別なのです。さきほど、余熱利用の話で、熱量うんぬんという話でした。たくさんの熱を得ようとしたら高カロリーのものを燃やせばいいわけで、何を言いたいかというと、いわゆる廃プラを燃やしてしまえ論なのです。

（発言する者あり）

今、共産党の議員がダイオキシンの基だと。今どきの炉は、プラスチックを燃やそうが、生ごみを燃やそうが、ダイオキシンなんてほとんど出ない。そんな性能の悪い炉を小樽市に入れようとしているのかなと、今、疑問に思ったのです。

どうなのですか。廃プラを燃やしたら、ダイオキシンの量というのは、格段に増えるのですか。

（発言する者あり）

○（環境）金田副参事

今まで私どもの知りえているといえますか、いろいろな業界紙だとか専門誌の中では、平成11年当時でいくと、一般的に塩化ビニール系統、廃プラ類を燃やすことによって、ダイオキシンを発生させる量は増えるだろう、こういう形では言われておりました。

○松本（聖）委員

今、不規則発言が右の方からあるのですが、全国的に見ても、また世界的に見ても、廃プラを燃やしている例というのは非常に多い。いくつもあります。日本国内にもあります。現に視察してきました。見てきましたよ。世界で見てもあります。それによって、ダイオキシンの発生量が格段に増えたとは言えない。ほとんどが分解されてなくなってしまう。出てきたダイオキシンも活性炭等の噴霧によって吸着して処理していると。塩化ビニール系のプラスチックを燃やすことによって、ダイオキシンの発生の問題というのは、今の技術ではクリアされていると思うのですが、いかがでしょうか。

○（環境）金田副参事

私がさきほど申し上げたのは、要するに塩化ビニール類を燃やすとダイオキシン類が発生するということはあると。

ただ、松本（聖）委員がおっしゃるのは、この排脱を処理する設備関係が十分果たされて、今は、煙突から出る段階ではダイオキシンがかなり削減されている、こういう状況になっているというのは間違いのない事実でございます。

（発言する者あり）

○松本（聖）委員

それで、偶然、夕べ、テレビのチャンネルをバチバチといじってありまして見たのですが、ドイツの例がNHKの番組で放映されていたのです。あのリサイクル先進国と言われるドイツで、リサイクルをやめてしまったのです。なぜやめたかという、プラスチック類を燃料と考えて発電をした方が効率がいいという発想の下から、もう何十年とリサイクルを続けてきた国がリサイクルをやめてしまおうと。

私は、ここ二、三年、非常に悩んでありまして、発電をするために、果たして石油を燃やして発電した方がいいのか、ごみを燃やして発電した方が効率がいいのか。ごみをとというのは、石油を原料としてつくるところのプラスチック、その製品を燃やしてしまった方がいいのか。それを、リサイクルするに当たっての経費ですとか、それによる環境破壊ですとか、そういったさまざまなファクターを考慮して、計算してみようとしても、その要素が大き過ぎて計算し切れないのです。わからないというのが答えなのです。

環境部としてはどのようにお考えですか。

○環境部長

経費の問題でどうなのかということは、大変申しわけないですが、我々も苦勞して比較したことはありませんので、分別した方がいいのか、燃やした方がいいのか、経費的にどうなのかということは、現時点でお答えをすることはできません。

それから、今、ドイツの例もお話しされていましたが、全国的に、さきほど副参事も言いましたように、確かに廃プラを燃やすことによって、燃やした場合のダイオキシンは以前より少なくしている、そういう開発をしているというお話もあります。しかし、一方では、やはり廃プラを燃やすとダイオキシンの基になる、こういう意見もございます。

それで、私たちというか、これから広域連合をつくるわけですが、推進協議会なり広域連合の中で議論しなければならないのは、どういったものが6市町村の広域の焼却炉に適しているのか。これは、ごみ質の関係もありますので、そういうことをこれから検討していかなければならない、こう思っております。

○松本（聖）委員

要するに、わからないのですよ。だれに聞いても、これはどちらがいいかわからない。どちらが、いわゆる地球に優しいごみ処理なのか、地球に優しい発電方法なのか、だれに聞いても答えがないのですよ。というのは、余りにも要素が大き過ぎて、単純に計算できないのだということなのです。

それで、日本のエコ対策というか、環境対策というのは、よく見ていきますと、要するに欧米の環境対策の後追いのように見えてならない。ごみのリサイクルにしても何にしても、ヨーロッパのリサイクル先進諸国の例をまねて、遅ればせながら我が国も取り組んでみましょうと言ってきたように見えてならない。

それであるならば、リサイクル先進国であるところのヨーロッパ諸国において、今、リサイクルは、実は環境に優しい政策ではなかったのだと。これは、燃やして、その熱で発電した方が、リサイクルをやめてまでも、より環境に対するダメージというのは少ないのだと。それを、熱源として発電して、焼却場では買電しているわけです。その方がいいのだということになっていっている。それが正しいかどうかかわからない。もしかしたら、将来、それが正しいと言われることになるかもしれない。

我が国においては、大量消費が美德であるという時代があったかのごとく、今はそんなことを言ったら非国民と言われるような時代になってしまいました。でも、今は、リサイクルすることが美德のように言われている。でも、10年後に、もしかしたらリサイクルはばかばかしい話だという時代になっているかもしれない。そういうことも見越して、何を言いたいかと申しますと、フレキシブルに対応してもらいたい。

決めたことだから、こうしなければならないのだという姿勢が、環境部に限らず、大きいように思うのです。今までの焼却場の問題にしても、埋立ての問題にしても、決まったことだからと言って、がむしゃらに周りの意見を聞かずに突っ走ってきた環境部の姿というものを、この3年間見てきましたので、もっとフレキシブルに対応できないものか、こう考えるのですが、いかがでしょうか。

○環境部長

まず、リサイクルをやめてというようなお話が一つありますけれども、私としては、リサイクルをするということについては、物を大事にして、それを活用しようという考え方ですから、これは決して悪いことではないと思っています。ですから、できるだけリサイクルをして、例えば残ったものを埋め立てるなり焼却するなりして負荷を弱めるという考え方で進めることは、これもわかりませんが、将来的に考えても、決して間違ったことではないだろうと思います。したがって、リサイクルということについては、これからでき得るものについてはしていくべきだと思っています。

それから、決まったことについて、それにこだわらずと、そういうお考えですが、内容等を最初に決める

ときは、皆さんのご理解を得て、それで一つの方針を進めていくということでございますから、決めたものについて一つこだわりを持つということは考えられることだと思います。

ただ、時代とともに、今はものすごい変化が激しい時代ですから、状況も変わるだろうと思います。ですから、当初決められたことが時代に合わなければ、それは、物の考え方を変えて、どういうふうに進めていくかということも必要だと思っています。さきほど3年間うんぬんの環境部のお話をされましたけれども、決してそれにこだわっているわけではなくて、まだ決められない、まだこれから決める段階では、当初の計画で進めていくということしか言えませんので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

確かに、変化が激しいですね。ごみの量もたった一、二年でがたんとな減ってしまいましたし、それに対応した炉の規模というものを決めていかなければならない。当初、予定していたよりも、はるかに小さくせざるを得ないと思うのです。計画でこう決まっているからということのないように、柔軟に対応していただきたいと思いますと思うわけです。

それで、リサイクルを真っ向から否定しているわけではないのです。当然のことながら、必要だと思っています。ただ、無理してまでもというか、必要以上にエコ思想みたいな形でやっていく必要はないと思います。

例えば、またドイツの例を挙げますけれども、リサイクルというよりも、リユースということに力を入れております。我々もそういうところに目を向けていかなければならないのだと思います。例えばリターナル瓶というのはそうですけれども、ペットボトルにおいてもそうですね。海外旅行をしたことがある方は皆さんわかると思うのですが、汚いペットボトルに水が入って売っていますよ。同じペットボトルを、何度も何度も使っているのです。気持ちが悪くはないでください。きれいに洗浄してありますから、きれいです。傷だらけの汚れたペットボトルを、彼らは平気で使っているわけです。

果たして日本人はそこまで行けるのかなと、この清潔好きの国民性からしてできるのかなと思うのだけれども、リユース、これはぜひとも進めていかなければいけない政策だと思うのです。ただ、リサイクルに関しては、今、世の中の、特に消費者団体とか市民団体とかが言っているリサイクルというのは、僕は、決して環境に優しいやり方ではないような気がします。例えば、最もすごいのは、廃油、てんぷら油で石けんをつくるなんていうものです。あれは、僕は化学的な見地から見ても環境に優しいとは決して言えないように思います。

そういった例が多々見受けられますから、廃プラスチックも、もしかしたら燃やした方が地球のために優しいのではないかなという発想を持った上で言っているのです。ですから、この後、何年か、まだ焼却場が出来るまであります。その間に、状況はどんどん変わっていくかもしれないから、そういう研究もぜひともなさってくださいと。リサイクルすることは正しいのだというのではなくて、確かに正しいと思う、思うけれども、いろいろな考え方があるのだよということを考慮に入れて作業を進めてほしいというお願いです。お願いします。

○環境部長

リサイクルについては、小樽市でできる範囲というのが当然出てきますので、何でもかんでもリサイクルという形になるのか、ならないのか、それは十分検討しながら、何ができるのか、このように進めていきたいと考えています。

焼却炉についても、今後、どういう形にしていくのかというのは、いろいろな中で議論はしていくということで、さきほどから申し上げていますとおり、一つの方針が決まったからといってそういうことではなくて、時代の状況を見極めて考えていきたいと思っています。

○松本（聖）委員

そこで、ぜひとも研究していただきたい事項が幾つかありまして、お願いをいたします。廃プラスチックを燃やしたときの熱量、こういうものをきちんと調べて、果たしてどれだけの効果があるのか、教えていただきたい。

そういう中で、いろいろなネットワーク、こういうものを有機的に結びつけながらやっていくことがこれからは必要になってくるでしょうし、そういう形で今進めているわけです。なかなか十分とは言い切れないかもしれませんが、そういう方向でこういう広がりというものをできるだけ多く持っていきたい。線から面にできれば大変ありがたいということで、一つの小地域ネットワークという形で、蘭島でやっているのはそういう形の現れかなというふうに思っています。私どもは、こういうものを更に拡大していく方向というものを目指していかなければならないというふうに思います。

○松本（聖）委員

さまざまな対策がとられていることはわかりますが、その中でいわゆる火災に対する対策というのは一つもなかったのです。この入船の火事の時以来、何がしかの考慮をしてくださいというお願いをしてきたかと思うのですが、その中にいわゆるこういう火災対策は一つもなかったのですけれども、例がこういうふうにあったにもかかわらず、お考えになりませんでしたでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

火災といいますか、それが起きるときは、どの時点で起きるかなかなかわかりませんので、24時間という形にはいきません。ただ、そういう中で、できるだけ、私どもは火災が起きた場合には、当然、調査をしながら、これは独居の世帯だということになれば、私どもの高齢福祉の方も駆けつけるなり、あるいは消防の方に、こういう独居世帯ですという形で連携をとりながら、今回のケースも通報いただいたときに私どももお年寄りの世帯というようなことで連携をとりました。実際問題、現場でどういう形でできるかというのは、なかなか難しい部分はあるかと思うのです。消火活動との関係とか、ご本人がいるのかいないのか、いろいろな問題がありますので、なかなか、いざ火事の現場になりますと、現実には難しい部分はあるのかもしれませんが、私どもはできるかぎりの努力をしていきたいというふうに思います。

○松本（聖）委員

確かに、いつ火事が起きるのかと、そんなものはわかりません。

わかりませんけれども、予防することというのはある程度できますね、例えば火を使わなければいいわけですから、電磁調理器を貸し出すとか、ストーブも裸火のストーブは使わないとか、そういう指導だとか、貸出制度だとか、そういったものというのは、市として考えられるのではないかと思うのです。

○（福祉）高齢社会対策室長

今年は、比較的、焼死事故は少なく、先日がこの冬では初めてだと思いますが、昨年のも3人ほど焼死しておりまして、実は、民生委員と、その後、消防の方から査察をしまして、一応、独居世帯ということで把握している世帯を2回ほど全部回って、いろいろな指導をさせていただいたという経験がございます。その後、消防も、常時の査察の中でできるだけそういう指導はしてきているというふうに思います。

それから、電磁調理器の関係でございますけれども、実際に今の制度の中でございまして貸出しをしているわけでございます。ただ、火が見えないということから、逆にやけどをするということで、使ってみてなかなかうまくいかないというケースもあったようです。最近、やけどをしないような機種も出てきているやに聞いておりますので、そういうものも含めて、私どもは、当然、研究する、また必要なものは買いそろえていく必要があるかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

ですから、やけどうんぬんというのは、お年寄りだから、きちんと説明してもご理解いただけない場合もあるけれども、それは説明する方が悪いのだというくらいの認識でいかなかったら仕事になりません。では、焼け死ぬのとどちらがいいのだという話になってしまいますから、だれも死にたいなどと思っている人はいないのです。念には念をとということで、前向きに、どんどん、できることはこつこつと対策を練っていただきたいと思います。

ましてや、火事となるとかなり近所にまで類焼する可能性があるわけです。

心配しているのは、そういうことが続くと、お年寄りには部屋を貸さないぞという大家さんが出てくるのが怖いのです。自分の家を持っている人はいいいけれども、賃貸のアパートも借りられないと。65歳以上はお断りです、そんなことを言われたら大変なことになってしまう。現にあるのですから、お年寄りは火災の危険性があるから入れないという大家さんが小樽市に何人もいますから、そういうことにならないように対策を練っていただきたい。お約束いただけますか。

○福祉部長

ただいま室長からお話し申し上げましたけれども、昨年、火災が続いたときに、私どもとしても消防と共同して対応したということもございます。また、今、委員がおっしゃられる事故防止については、加齢とともに、なかなか私どもの方で説明しても、普通の方と言ったらちょっとあれですが、身体的に問題のない方でも、お年寄りになりますと、いずれ我が身かなというふうに思うことが何回もございます。それはそれとして、実態はそういうことがございますけれども、委員がご指摘の部分はわかりますので、制度の利用だとかに努めまして、そういうことがないようにしていきたいと思います。

○松本（聖）委員

そういう制度があることすら皆さんは知らないわけですから、そういう周知徹底だとか、もうちょっとご努力いただきたいなという気持ちがありまして、質問させていただいたわけでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長

市民クラブの質疑を終結をいたします。

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。